

第520回（定例）福崎町議会会議録

令和7年9月5日（金）
午前9時30分開会

○令和7年9月5日、第520回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員 (なし)

○事務局より出席した職員

事務局長澤田和也 主事阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教育長	高橋涉	公営企業管理者	福永聰
技監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	岡本昌典
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山剛
上下水道課長	橋本繁樹	会計管理者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社会教育課長	木ノ本雅佳

代表監査委員 村上隆文

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第6号 第36期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第5 報告第7号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第6 議案第46号 令和6年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第47号 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第48号 令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第49号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 1 0	議案第 5 0 号	令和 6 年度福崎町水道事業会計決算認定について
第 1 1	議案第 5 1 号	令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
第 1 2	議案第 5 2 号	令和 6 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
第 1 3	議案第 5 3 号	令和 6 年度福崎町水道事業剰余金処分について
第 1 4	議案第 5 4 号	令和 6 年度福崎町下水道事業剰余金処分について
第 1 5	議案第 5 5 号	福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 5 6 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 5 7 号	福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 8	議案第 5 8 号	福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 9	議案第 5 9 号	福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
第 2 0	議案第 6 0 号	令和 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
第 2 1	議案第 6 1 号	令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 2 2	議案第 6 2 号	工事請負契約について（中播消防署本署建替事業造成工事）

○本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	報告第 6 号	第 3 6 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
第 5	報告第 7 号	令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 6	議案第 4 6 号	令和 6 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
第 7	議案第 4 7 号	令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 8	議案第 4 8 号	令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 9	議案第 4 9 号	令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 1 0	議案第 5 0 号	令和 6 年度福崎町水道事業会計決算認定について
第 1 1	議案第 5 1 号	令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
第 1 2	議案第 5 2 号	令和 6 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
第 1 3	議案第 5 3 号	令和 6 年度福崎町水道事業剰余金処分について
第 1 4	議案第 5 4 号	令和 6 年度福崎町下水道事業剰余金処分について
第 1 5	議案第 5 5 号	福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 5 6 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 5 7 号	福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 8	議案第 5 8 号	福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 9	議案第 5 9 号	福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
第 2 0	議案第 6 0 号	令和 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について

- 第21 議案第61号 令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 第22 議案第62号 工事請負契約について（中播消防署本署建替事業造成工事）

開会及び開議

議長 皆さん、おはようございます。

第520回福崎町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初秋の時季となりましたが、まだ暑い日が続く中、皆様におかれましては、ご健勝にてご参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第6号から議案第62号までの報告2件、議案17件の計19件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしますして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第520回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第520回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

2番、牛尾成利議員
9番、住谷庸子議員
以上の両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る8月29日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんに配付しております日程表案のとおり、本日から9月26日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月26日までの22日間といたします。

日程第3 諸報告

議

長 日程第3は、諸報告であります。

6月23日の第519回福崎町議会定例会閉会後、本日までの議会活動については、配付の報告書のとおりです。

また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第6号、第36期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、議案第62号、工事請負契約について（中播消防署本署建替事業造成工事）までの19件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。第520回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。9月議会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

9月に入り稲穂が色づき始めました。今年ほどこの時期を待ち遠しく感じたことはなかったと思います。昨年から今年にかけて、お米の値段が高騰し、いまだに高値が続いている。政府も備蓄米を放出したり、輸入米の前倒し入札などの対応を行っていますが、抜本的な解決には至っていません。

そのような中で政府はこれまでの方針を転換し、米の増産を目指すとしていますが、米の需給バランスが不安定とならないよう、より慎重なかじ取りが求められると思います。

また、農家にとっては、今年の夏は水不足が心配でした。6月の終盤に梅雨が明けるという今までにない経験をし、その後は猛暑となって、雨が降らない日が続きました。ため池の水位が下がり、危機感が高まった頃に恵みの雨が降り、一旦は危機を脱しました。けれども、品種によっては、あと1か月ほど水が必要ですので、池がかりの水田は心配が尽きないところだと思います。

さて、9月議会は決算の認定を受ける議会です。事業の内容については決算報告書の中で報告していますが、その中でも私が重要だと思っている事業の1点目は「子育て支援と教育環境の充実」であります。これまで、小・中学校校舎の空調設備設置を計画的に進めてきました。引き続き体育館の空調整備にも取り組みます。また、小・中学校の給食費の無償化に向けては段階的に取り組んでいます。

2点目は、「災害のない安全・安心のまちづくり」です。気候変動の影響により台風は大型化し、集中豪雨は頻発化しています。大雨が降ったときに頻繁に冠水する播但道福崎南ランプ付近の被害を軽減するため、公共下水道事業により「川すそ雨水幹線工事」を実施しています。

3点目は、「JR福崎駅へのアクセス道路の強化」です。町道福崎駅田原線、千束新町線の整備を計画的に進めています。

4点目は「広域行政施設の整備」です。神崎郡新ごみ処理施設建設事業と中播消防署本署及び北部出張所建替事業を実施しています。

これらは継続事業でありますので、財政状況が厳しい中ですが優先して取り組んでまいります。

令和6年度決算も4年度、5年度に引き続き赤字となり、大変厳しいものになっています。令和7年度は行政改革調査特別委員会を設置していただきました。議員の皆様と情報を共有し、連携しながら実効性のある第7次行政改革大綱及び実施計画の策定に取り組んでいます。そして、この計画に基づき、早急に収支均衡を図り、持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協

力をお願いいたします。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課です。

令和8年度採用第1回職員採用試験は、8月26日に第2次試験を行いました。一般行政職は若干名の採用予定に対して4名が受験、建築職は1名の採用予定に対し1名が受験しています。

令和8年度採用第2回職員採用試験は、8月7日に募集を締め切りました。一般行政職は若干名の採用予定に対して25名、保育教諭1名に対し1名の応募がありました。土木職については応募がありませんでした。1次試験は、9月21日、福崎町役場で実施します。

選挙管理事務について、選挙人名簿の定時登録者数は、9月1日の基準日現在、男7,284人、女7,843人、計1万5,127人となり、前回6月の定時登録より84人の減となっています。

各自治会へ出向いて地域の皆さんのご意見をお聞きする「行政懇談会」を、10月から約1年間をかけて実施します。

企画財政課です。

5年に一度の我が国で最も重要な統計調査「国勢調査」を、10月1日現在で実施します。9月4日と6日に、68人の調査員に説明会を開催し、9月20日から各戸に配付を開始します。

オンラインによる回答は9月20日から10月8日までで、紙の調査表の回収等は10月1日から10月8日まで実施します。

税務課では、令和7年度町県民税の納税通知書を6月5日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書を7月14日に発送しました。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報共有を図るとともに、令和7年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら滞納整理に取り組んでいます。

地域振興課です。

第50回となった福崎夏まつりは、約1万1,000人の来場者があり、福崎町ふるさと大使のアルミカンの司会進行の下、ステージイベント・総おどり・夜店、にやんごすたーとガジロウがコラボしたドラムショーなどで盛り上りました。また企業協賛と住民の皆様からの募金によって1,000発の花火を打ち上げることができました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

福崎秋まつりは、10月25日に開催します。各種団体と連携し、地域の交流と活性化に努めてまいります。

第3回手話ダンス甲子園決勝大会を、NPO法人日本パラファンク協会の協力の下、9月21日にエルデホールで開催します。全国8地区でエリア大会を行い、勝ち上がったチームが出場し、障がいの有無に関係なく様々な方が交流し、手話を取り入れたダンスパフォーマンスを競います。あわせて、芝生広場では、もちむぎ万博を初開催します。多くのキッチンカーが福崎特産もち麦を使った食べ物を提供し、おいしさを競います。

第3回いざ登らん春日山城を11月30日に開催します。今年は山頂で「大声コンテスト」を行います。

文珠荘の指定管理に係る公募をしましたが、応募がありませんでした。再公募に向けて検討を進めています。

住民生活課では、本年度の交通安全モデル地区に中島自治会を指定し、8月6

日に中島公民館で交通安全教室が開催されました。

秋の全国交通安全運動は、9月21日から30日まで実施されます。

福祉課です。

9月は高齢者福祉月間で、1日には最高齢者宅を訪問し、祝福させていただきました。26日にはエルデホールで高齢者芸能慰安会を開催し、腹話術・漫才・歌謡ショーなどを楽しみいただきます。

障がい福祉事業では、令和7年度は、障害者週間イベントとして、9月6日から障がい者スポーツであるボッチャのリーグ戦「ボッチャリーグふくさき」を実施します。10組の参加があり、11月の最終戦に向けて、障がいのある人も、ない人も、共にスポーツで汗を流し、共生社会を目指します。

ほけん年金課です。

保健事業については、特定・基本健康診査、がん検診を5月19日から7月2日まで、土・日を含み11日間実施しました。

国民健康保険、後期高齢者医療の保険証の有効期限が7月末で終了したため、後期高齢者の方には、マイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を発送しました。国民健康保険では、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」をそれぞれ発送しました。

65歳以上の高齢者を対象とした季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種については、10月下旬から個別接種を始める予定です。

農林振興課では、福崎町農業委員会において、8月28日、29日の2日間で町内全域の農地パトロールを実施しました。今後、耕作放棄地や不適切な使用等について整理し、所有者等に対し文書や現地立会い等を行い適正な管理となるよう指導します。

令和7年産、水稻の作付面積は339ヘクタールとなりました。これは昨年と比べ26ヘクタールの増となっています。

令和7年産、もち麦の収穫状況は、米澤モチ2号、フクミファイバー合わせて、作付面積12.6ヘクタール、収穫量約40.5トンとなりました。

まちづくり課です。

道路橋梁事業では、省エネの観点から道路照明灯のLED化に順次取り組んできましたが、相次ぐ大手メーカーによるナトリウム灯の製造中止等を受けて、今年度、リース契約により残る136灯を全てLED化します。また、町道春日ふれあい線では、落石、崩壊の危険性がある法面の防災対策工事を実施します。

福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道千束新町線の用地買収等を推進するとともに、一部区間において工事を実施します。また、通学路の交通安全整備として町道大貫山田線の歩道設置工事を実施します。

河川では、緊急浚渫推進事業債を活用して、西谷川の堆積土砂の浚渫を実施し、事前防災対策に努めます。

都市計画では、引き続き地元及び県と調整を図りながら、土地利用基本計画の改定を実施するとともに、特別指定区域についても見直しの検討を進めます。また、前回の改定から約10年が経過した都市計画マスタープランを改定します。

上下水道課です。

水道事業では、西治地区内において、三ノ宮配水池送配水管更新工事を継続して実施しています。7月に第三工区の契約を締結し、年度末の完了を目指して

います。

また、余田配水池の緊急遮断弁が老朽化したため、更新工事に着手しました。災害に強いライフラインの構築を目指します。

工業用水道事業では、中播消防署西側の七種川にかかる水管橋の更新工事に着手しました。完了は令和9年3月末を予定しています。

雨水幹線整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事（その14）は、現在、播但道福崎南ランプの東側付近を昼間工事にて施工していますが、9月末から約1か月半は再び夜間工事での施工を予定しています。

汚水整備では、板坂地区の農業集落排水施設を公共下水道へ統合する「板坂地区下水道管布設工事」の入札を近々実施し、年度内の完了を目指します。

学校教育課です。

遠野市との児童交流事業として、8月24日から26日にかけて小学校6年生の児童が遠野市を訪問しました。土淵小学校の児童との交流などを行い、今後につながる大変有意義な体験ができました。

中学校の体育大会を9月20日に開催します。

社会教育課では、図書館キャンドルナイトを、9月13日の夕暮れから開催します。

第2回福崎名人寄席を9月14日、エルデホール自主公演事業として開催します。

柳田國男生誕150年を記念して、10月4日から柳田國男・松岡家記念館において「柳田國男展～日本民俗学の父と故郷の縁～」を開催します。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告2件、議案17件の計19件です。

報告第6号、第36期株式会社もちむぎ食品センター決算報告は、令和6年4月から令和7年3月までの決算内容を報告するものです。

報告第7号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告するものです。

議案第46号、令和6年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定から、議案第52号、令和6年度福崎町下水道事業会計決算認定までは、地方自治法または地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第53号、令和6年度福崎町水道事業剰余金処分及び議案第54号、令和6年度福崎町下水道事業剰余金処分は、水道事業及び下水道事業の各決算認定の議案に関連するもので、未処分利益剰余金の一部を処分することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第55号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第56号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第57号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充のため、所要の改正を行うものです。

議案第58号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第59号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例は、災害等非常時の工事について、国土交通省通知を踏まえた所要の改正及び文言の整理を行うものです。

議案第60号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第2号）及び議案第61号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、令和7年

度の両会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第62号は、中播消防署本署建替事業造成工事に係る工事請負契約締結にあたり、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、決算が7件、剰余金処分が2件、条例改正が5件、補正予算が2件、契約案件が1件の計17件、合計19件となっています。

詳細説明は、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げて、冒頭の挨拶といたします。

長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいりますが、関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 報告第6号 第36期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

長 日程第4、報告第6号、第36期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第6号、第36期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、福崎町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その決算について報告させていただくものです。

1ページです。事業報告について概要を申し上げます。

第36期は、新型コロナウイルス感染症による影響は改善されると見込んでいましたが、客足が完全には戻らず、各部門の実績は、前年度を下回り厳しい状況となりました。また、ウクライナ情勢や円安などの影響で原材料・光熱費等が高騰し、売上原価が増えました。それらに加えて第2四半期は暑い日が続き、第4四半期は例年ないほどの寒さが続いたこと、そしてコロナによる生活変化によってバスツアーなどが減少したことで、年間利用者が減少し、営業損益は、前期より約810万円の減少となりました。

売上高は、1億2,855万円で817万円の減となりました。利用者の減少により好調だった売店の売上げも減少となりました。

売上原価は、原材料、光熱費等の高騰で9,141万円（前期比102%）、204万円の増となりました。

当期営業損益は、マイナス1,107万円（前期はマイナス298万円）となりました。当期純利益は、保険解約金などの営業外収益322万円があり、当期損益はマイナス803万円（前期は195万円）となりました。

レストラン利用客は、3万9,294人（前期比96%）となりました。内訳は、団体利用767名（前期比94%）、立ち寄り・食事1,830名（前期比89%）で、客足はコロナ以前のように回復しませんでした。

各事業実績ですが、第36期実績は販売店事業3,254万円、前期対比95%。売店事業4,007万円で90%。通販事業998万円で89%。レストラン事業4,609万円で98%と各事業で前期を下回りました。4事業全体の売上高合計は1億2,855万円で前期対比94%となりました。

3ページです。令和7年3月31日時点の貸借対照表です。

まず、資産の部、流動資産は現金及び預金2,767万9,981円から貯蔵品まで合わせて4,917万1,331円。固定資産は、有形固定資産、無形

固定資産と金融機関等への出資金で429万3,753円。資産の部合計は、5,346万5,084円となり、前期より約1,380万円の減となりました。

負債の部では、流動負債が買掛金から商品券までの合計984万4,642円。固定負債は町からの長期借入金の残高5,000万円は変わらず36期の返済はありませんでした。負債の部合計は5,984万4,642円となりました。純資産の部は、資本金3,000万円は異動なく、利益剰余金は、当期純利益金額マイナス802万8,543円で繰越利益剰余金が、マイナス3,637万9,558円となりました。純資産の部合計はマイナス637万9,558円となりました。また、前期の当期純利益金額は194万5,000円でした。負債及び純資産合計は、資産の部合計と同額の5,346万5,084円という状況でございます。

4ページをお願いします。損益計算書です。

売上高合計は1億2,854万8,674円。前期と比較しますと約820万円の減となりました。売上原価は、期首商品・製品棚卸高・当期商品仕入高・当期製品製造原価の合計から期末商品・製品棚卸高と仕入値引高を差し引いた9,141万1,701円で、差引き売上総利益金額は3,713万6,973円となりました。前期と比較しますと約1,020万円の減でした。

次に、販売費及び一般管理費は、5ページに内訳をお示ししていますとおり、給料手当1,892万4,476円や消耗品費、水道光熱費、支払手数料、保険料、施設・保守管理費などの合計4,820万2,713円です。前期より約210万円減額し経費の削減に努めました。

4ページに戻ってください。

中段ほどの営業利益はマイナス1,106万5,740円となりました。前期は、マイナス297万5,000円でした。

営業外収益は、雑収入として町補助金・保険解約金などの321万8,688円の収入があったものの、経常利益はマイナス784万2,884円でした。そして、法人税等を差し引いた当期純利益金額は802万8,543円の赤字となりました。前期は194万5,000円の黒字でした。

原材料費・物価・エネルギー高騰の中、製造業・飲食業の経営はますます厳しくなってきています。特産館「もちむぎのやかた」の指定管理者「もちむぎ食品センター」も同様で大変厳しい結果となりました。

地域農業の振興と町の活性化のためには、食品センターのもち麦を活かした事業は欠かせません。存続のため町としましてもできる範囲で支援してまいります。

6ページをお願いします。製造原価報告書です。

材料費は、2,742万9,082円。労務費は、レストラン、売店、麺工場等に係る人件費で3,893万2,938円、製造経費はそうめん、精麦、カステラなどの外注加工費280万2,621円や水道光熱費528万5,692円、保険料などで1,135万2,371円、合計で当期製品製造原価は7,771万4,391円となりました。

7ページです。7ページは株主資本等変動計算書です。

貸借対照表の純資産の部において、第36期に変動があった項目をお示ししています。変動額については、いずれも当期純利益金額マイナス802万8,543円によるものですが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が当期首残高マイナス2,835万1,015円から当期末残高マイナス3,637万9,558円となりました。

58円に。株主資本合計及び純資産の部合計は、当期首残高164万8,985円から当期末残高マイナス637万9,558円となっています。

また、8ページには重要な会計方式に係る注記として棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理における採用方式を記述するとともに、株式の発行総数が600株であることをお示ししています。

9ページです。9ページには、監査報告書を添付しておりますのでご確認ください。

10ページです。第37期の実施計画書となります。

1の売上高は、約360万円の売上増を見込んだ約1億3,210万円とし、5の営業利益の回復を目指に効率的な経営に取り組んでいくこととしています。次に、報告第6号説明資料をお願いいたします。

1ページです。第36期の事業部門別の実績表です。

上段は各事業別の月別の実績。下段はレストランの利用者数で、左下、営業日数は307日、利用者数は3万9,294人、前期より1,660人減りました。通販件数につきましては、右下の1,477件で221件減っています。

2ページです。

左面には組織表、社員数18名と右面には役員名簿でございます。

3ページです。

商品一覧表と、右面には、もち麦の収穫・在庫状況の推移を添付しています。期末のもち麦の在庫量は199トンです。後ほどご確認ください。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

日程第5 報告第7号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長 日程第5、報告第7号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第7号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和6年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して9月議会に報告させていただくものであります。

監査委員の意見書につきましては、配付資料のほうにございますので、後ほどご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をご覧ください。

まず、1の健全化判断比率では、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、各会計において、赤字額は発生しておりませんので、該当はありません。

③実質公債費比率は、13.2%、④将来負担比率は、88.8%で、いずれも早期健全化基準を下回っています。

それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししているとおりであります。2の資金不足比率は、各会計とも資金収支が黒字のため該当はありません。経営健全化基準は20%となっております。

報告第7号資料には算定内訳等を添付しておりますので、資料に添って補足説明をさせていただきます。

報告第7号資料の3ページをご覧ください。

実質赤字比率は、左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除したマイナスの 3.11%となりました。実質収支が黒字の場合はマイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計等に全ての特別会計・公営企業会計を加えたものが対象で、右下になりますが、全会計における実質収支額及び資金剩余额の合計を標準財政規模で除したマイナスの 24.58%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の 4 ページをご覧ください。

実質公債費比率の対象となる公債費等は①の元利償還金の額から⑦一時借入金の利子までの合計が該当しまして、⑧の特定財源から⑪の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する項目となっております。

算定結果は、中段の右寄りになりますが、令和 6 年度の単年では、13.08050%と令和 5 年度に比べ約 0.3 ポイント増加しております、3か年平均では 13.2% で、前年度に比べ約 0.9 ポイント増加しております。

3か年平均における増加の要因は、令和 6 年度と令和 3 年度との比較になりますが、④公営企業の地方債の償還に充てたと認められる繰入金が下水道事業会計への繰出金の増加により約 1 億 1,100 万円増加、⑨から⑪の交付税算入公債費が約 5,200 万円減少したことなどにより、実質公債費比率の分子が約 1 億 4,600 万円増加しました。また、分母は⑫から⑭を足した標準財政規模が約 8,800 万円増加、分子と同様に⑨から⑪の交付税算入公債費が約 5,200 万円減少したことにより約 1 億 4,000 万円増加しましたが、分子の増加率が分母の増加率を上回ったことが増加の要因となっています。

将来負担比率につきましては、資料の 5 ページをご覧ください。

対象となる将来負担額は、上段に記載しています地方債の現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中、A 欄 160 億 8,619 万円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は、中段にお示ししているとおりで、合計は下段の B 欄 115 億 7,616 万 1,000 円で A 引く B の実質負担額は 45 億 1,002 万 9,000 円となっています。この実質負担額を、標準財政規模 C 欄から普通交付税に算入された公債費等の額 D 欄を控除しました C 引く D の分母 50 億 7,729 万 8,000 円で除したものが将来負担比率で、88.8% となっています。前年度は 67.4% でありましたので、21.4 ポイント増加しております。

増加の要因ですが、分子では、将来負担額 A が 3 億 7,800 万円増加しております、このうち地方債の現在高が 2,500 万円、公営企業債繰入見込額が下水道事業会計への繰出金の増加により 3 億 4,200 万円増加しています。充当可能財源等 B は 8 億 2,300 万円減少しており、このうち充当可能基金が財政調整基金の取崩しなどにより 3 億 2,900 万円減少、交付税算入見込額が過去の公債費の算入終了などにより 4 億 8,700 万円減少しています。これにより A 引く B の分子が 12 億円増加、分母では、C の標準財政規模が普通交付税の増加等で 1 億 6,500 万円増加したことなどにより、C 引く D の分母が 1 億 7,300 万円増加しました。将来負担比率は A 引く B の分子割る C 引く D の分母で算定されますが、増加要因であります分子の増加が減少要因であります分母の増加を大きく上回ったことが増加の要因となっています。

最後に、公営企業会計における資金不足比率等については、資料 6 ページになります。

資金不足額・剩余额につきましては、右から 7 列目の（8）の列になります。

法適用企業会計の、水道事業、工業用水道事業、下水道事業会計、これらの資金不足額、剩余额は、いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生しておりません。

以上が各指標の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

- | | | | |
|-----|---|--------|-----------------------------------|
| 日程第 | 6 | 議案第46号 | 令和6年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 7 | 議案第47号 | 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 8 | 議案第48号 | 令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 9 | 議案第49号 | 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |

議長　日程第6、議案第46号、令和6年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、議案第49号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者　議案第46号から議案第49号までの4議案について、決算書、決算報告書及び議案説明資料により、概要説明をいたします。

まず、議案第46号は、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算書の一般会計270ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額104億1,801万5,264円、歳出総額102億2,768万4,441円、差引額1億9,033万823円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額755万7,000円で、実質収支額は1億8,277万3,823円となり、令和7年度へ繰り越します。

271ページから278ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、基金及び債権の保有内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

続いて、決算の概要を説明いたします。

議案第46号説明資料の2ページをお開きください。

初めに、歳入についてでございます。

表の一番下、歳入総額は、104億1,801万5,264円で、対前年度比12億6,417万7,388円、13.8%の増となりました。

内訳は、一番上、第1款の町税から一番下、第22款の町債までございます。次に、資料の4ページをご覧ください。

歳出です。

表の一番下、歳出総額は102億2,768万4,441円、対前年度比12億511万1,359円、13.4%の増となりました。

内訳は、一番上、第1款の議会費から第10款の公債費までございます。

次に、款別の説明をいたします。

議案資料の2ページにお戻りください。

まず歳入です。

歳入総額の31.4%を占める町税の決算額は、前年度比7,007万1,4

44円、2.1%の減となりました。

3ページの表をご覧ください。

個人町民税は、納税義務者や平均所得は増加しましたが、定額減税の影響により、約2,020万円、2.2%の減、法人町民税は、原材料価格の高騰に伴う仕入価格の上昇や人件費の増加等で企業利益が減少し、約1,100万円、4.0%の減。

固定資産税の土地は、市街化区域の一部で地価が下げ止まったものの、市街化調整区域内は地価の下落傾向が続き、約200万円、0.4%の減、家屋は、新築による増加を評価替えによる経年減価が上回るため、約1,770万円、2.2%の減、償却資産は、全体的に投資を控えた事業所が多く、また中小企業の設備投資を促進する固定資産税の特例措置により、約1,420万円、2.7%の減。

軽自動車税は、環境性能割では対象車両の増加、種別割では重課制度の影響などにより、約230万円、3.1%の増、町たばこ税は、販売本数の減少により、約730万円、4.7%の減となりました。

資料の2ページをお願いいたします。

地方譲与税は前年度比154万6,000円、1.9%の増、利子割交付金は、48万7,000円、37.8%の増、配当割交付金は805万8,000円、34.2%の増、株式等譲渡所得割交付金は1,660万7,000円、66.1%の増、法人事業税交付金は8万1,000円、0.1%の減、地方消費税交付金は2,401万6,000円、4.8%の増、ゴルフ場利用税交付金は80万3,790円、5.9%の減、環境性能割交付金は268万9,000円、18.1%の増、地方特例交付金は、定額減税減収補填分の増加により、8,573万7,000円、170.0%の増、地方交付税は、基準財政需要額の増加などにより、2億2,125万6,000円、13.1%の増、交通安全対策特別交付金は5万3,000円、2.2%の減、分担金及び負担金は、2,669万3,679円、16.1%の増、使用料及び手数料は99万9,016円、1.2%の減、国庫支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税分）の増などにより、3億2,087万8,851円、31.0%の増、県支出金は2,826万7,150円、5.0%の増、財産収入は15万9,638円、1.7%の減、寄附金はふるさと応援寄附金の増などにより、3,189万7,384円、34.7%の増、繰入金は財政調整基金繰入金の増などにより、8,555万7,700円、22.8%の増、繰越金は4,861万9,355円、27.0%の減、諸収入はデジタル基盤改革支援補助金の増などにより、7,355万3,867円、28.2%の増、町債は衛生債の増などにより、4億5,772万円、79.7%の増となりました。

次に、歳出の款ごとの説明を、決算報告書により行います。

決算報告書をお願いいたします。45ページをお開きください。

1款、議会費です。

議会費では、定例会4回が招集され、議案69件、報告8件について慎重に審議しました。それぞれについて適正妥当な結論を導き、議会の権能と責任を果たすよう努め、町民に分かりやすい開かれた議会活動と円滑な議会運営を行いました。

次に、2款、総務費です。

47ページ、一般管理費の一般管理一般事務費では、遠野市との友好都市共同

宣言調印10周年にあたることから、様々なイベント等を行い、友好の絆を再確認しました。

令和6年度から、福崎町個人情報安全管理措置要綱に基づく自己点検や内部監査を行いました。

49ページ、一般管理一般事務費（令和5年度からの繰越事業）では、町長車の車両更新を行い、さらに安全性と汎用性が向上しました。

56ページ、下段、財産管理費の財産管理一般事務費では、工事・業務の発注について、入札事務の効率化及び入札参加者の利便性の向上を目的に、電子入札システムを導入しました。

62ページ、中段、地域振興費では、自立（律）のまちづくり交付金事業や地域交流広場事業、アドプト事業、福崎まつり運営事業などを行いました。

67ページ、中段、ふるさと応援寄附金事業では、令和6年度にふるさと納税プロジェクトチームを立ち上げ、全5回の会議を実施しました。商工会や議会など外部の意見を取り入れながら、町全体として、さらなる寄附額の増額に向け取り組みました。

70ページ、地域活性化事業では、助成金や企業版ふるさと納税などを有効に活用して、第2回全国手話ダンス甲子園事業、ガジロウCUP（ジュニアゴルフ大会）などを実施しました。

72ページ、情報管理費の情報管理推進事業では、行政事務のデジタル化について、府内ネットワークを無線化し、幹部職員用タブレット端末を整備するなど、資料のペーパレス化に取り組むとともに、生成AIを搭載した音声文字起こしツールを導入しました。

76ページ、文珠荘管理費では、ふれあいの館として、利用しやすい施設を目指し、適正な管理運営に努めました。イベントなどを開催し、来館者数や売上げの増加につなげました。

77ページ、中段、コミュニティセンター運営費では、館内の空調設備について、5部屋の更新を行い、全ての部屋の更新が完了しました。

79ページ、定額減税補足給付金給付事業では、事務処理基準日における対象者3,712件、1億6,294万円のうち、申請者は3,654件で、辞退者2件を除いた3,652件に1億6,110万円を給付しました。

81ページ、戸籍住民基本台帳費の戸籍一般事務費、総合窓口管理事業では、氏名の振り仮名を戸籍等に記載する事務を行うため、令和5年度からの繰越しと令和6年度予算を併せて、電算システム等の改修を行いました。

86ページ、下段、選挙費の衆議院議員選挙事業は衆議院の解散に伴い執行、

87ページ、兵庫県知事選挙事業は兵庫県知事の失職に伴い執行した選挙で、いずれも適正な選挙事務を行いました。

91ページ、下段、監査委員費では、公正で合理的な行政運営確保のため、福崎町監査基準及び監査計画に基づいて決算審査を5日、定期監査を4日、例月出納検査を12日、延べ21日間の監査等を行いました。

次に、3款、民生費です。

93ページ、社会福祉総務費では、民生委員・児童委員活動、社会福祉協議会への委託料・補助金、巡回バス運行補助、給付金支給等に要した費用を支出しました。

同じページ、社会福祉一般事務費では、長引く物価高騰の影響で、貧困や生活困窮に対する課題が続いていることを受け、フードドライブの実施や就労支援に取り組みました。また、「福崎町の福祉 福祉サービスのしおり」を発行し、

町内全戸に配布しました。

96ページ、下段、社会福祉協議会運営委託事業では、福祉施策がより有効に実施できるように、給食サービス事業やミニデイ事業、障がい者相談支援事業等を委託して実施しました。

108ページ、低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金（物価高騰臨時給付金）では、令和5年度からの繰越事業で、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付、また、子育て加算として、1人当たり5万円を給付しました。

同じページ、最下段、低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金（物価高騰世帯給付金）では、新たに住民税の所得割が非課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付、また、子育て加算として、1人当たり5万円を給付しました。

110ページ、中段、防犯対策事業では、兵庫県による自動録音電話機等普及促進事業が展開され、65歳以上の方が属する世帯を対象に補助を行いました。区長会要望を受け、令和6年度から5年間にわたって、各小学校区に毎年1基ずつ、町が主体となって防犯カメラを設置することになりました。

111ページ、下段、巡回バス運行事業では、巡回バス「サルビア号」は、まちなか便1台、郊外便2台の計3台での運行を行いました。川西便について、JR時刻表の改編に伴い、時刻表を見直しました。

113ページ、障害福祉費では、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉の充実と向上を図りました。また、関係団体及び機関と連携を図りながら障がいへの理解を深め、ライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行いました。

令和6年10月に、手話言語条例が施行されました。

124ページ、中段、老人福祉費では、老人クラブへの助成金、敬老祝賀に要した経費、中播広域シルバー人材センター運営費、老人福祉給付、通院支援サービス、人生いきいき住宅助成などに要した費用を支出しました。

131ページ、医療助成費では、高齢期移行者、重度障がい者、乳幼児等、母子家庭等、高齢重度障がい者及び子どもの福祉増進を図るため医療費を助成しました。

議案資料の30ページ、31ページに福祉医療の月ごとの実績表や年度比較表をお示ししています。

138ページ、養護老人ホーム運営費では、環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な高齢者を受け入れて、生活援助を行いました。導入から6年を経過した業務管理システムの入替えを行いました。

140ページ、児童福祉総務費では、児童の健全な育成のため、障がいのある児童に対して年金や就学援助金を支給したほか、母子・父子家庭にも就学援助金を支給しました。また、赤ちゃん誕生祝記念品として絵本等を贈呈しました。

142ページ、学校教育課における子ども子育て支援事業では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

また、子ども・子育て支援システムの改修を行いました。

143ページ、保健センターにおける子ども子育て支援事業では、妊娠期から全ての子どもと家庭を対象として、包括的、継続的に支援を行うことを目的に、母子保健と児童福祉を連携させた「福崎町こども家庭センター（ふくさきっこステーション）」を設置しました。

また、適切な支援を目的に、「こども育成相談支援システム」を導入しました。144ページ、最下段、児童手当費では、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、児童手当を支給しました。令和6年10月から、児童手当制度が一部改正となり、給付が拡大されました。

146ページ、保育所費では、福崎町に住所を有し、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童の費用について、該当する私立保育所等の設置者に対して委託料等を支出しました。

147ページ、認定こども園費では、町内及び町外の認定こども園を利用し、就学前教育・保育を希望する児童のための費用を支出しました。

153ページ、子育て支援施設費では、子育て支援センターと子育て学習センターを、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場として提供し、子育ての孤立化や負担感の軽減を図りました。

156ページ、学童保育費では、共働き家庭など、学校から帰宅しても誰もいない留守家庭の小学生の保護・健全育成を図ることを目的に、学童保育を行いました。

放課後子ども教室では、帰宅時の安全を確保するとともに、地域における子どもの居場所づくりに努めました。

160ページ、下段、災害救助費では、能登半島地震の被災地支援のための職員派遣に要した費用や、令和6年8月30日に接近した台風10号に備えて出動した職員に対する手当を支給しました。

議長 議案の説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開を10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

◇

議長 会議を再開いたします。

会計管理者 続きまして、4款、衛生費の説明をさせていただきます。

163ページをお願いいたします。

保健衛生総務費では、職員等の人物費、母子保健事業及び食育推進事業、救急医療体制整備、保健事業協力団体等への負担金及び補助金など、保健衛生に要した費用を支出しました。

166ページ、中段、母子保健事業では、健やかに妊娠期を過ごし、安心・安全な出産を迎える、母子ともに健康に過ごせるよう支援しました。また、母親が育児不安を解消し、積極的に子育てできるよう支援を行いました。

168ページ、下段、食育推進事業では、福崎町すこやかヘルスプランに沿って、ライフステージに応じた食育事業に取り組みました。

170ページ、下段、妊娠出産子育て応援給付金給付事業では、妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ、伴走型の相談支援の充実と、経済的負担軽減を一体的に実施しました。

172ページ、中段、予防費では、住民の健康増進のため、予防対策として、予防接種事業、成人保健事業、自殺対策事業などを行いました。

同じページ、予防接種事業では、新型コロナウイルス予防接種が高齢者対象に定期化され、10月から3月に実施しました。任意予防接種では、新たに高齢者帯状疱疹予防接種を行いました。

177ページ、中段、成人保健事業では、6月と7月に町ぐるみ健診を11日

間実施、また、未受診者を対象に11月に2日間健診を行いました。

182ページ、保健センター運営費では、令和5年度に作成した設計を基に、大規模な防水改修工事を施工しました。

185ページ、中段、公害対策費の公害対策事業では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、主要な事業場と公害防止協定を締結し、事業場からの排水調査や主要河川の水質調査を行いました。

187ページ、自然保護費では、自然歩道の補修や維持管理を行い、利用を促進するとともに、「福崎町自然歩道を歩こう大会」を開催し、自然保護に対する認識を深めました。

188ページ、中段、し尿処理費では、中播衛生施設事務組合への負担金やし尿くみ取り業務等、し尿処理に要した費用を支出しました。

議案資料の32ページ、33ページに、中播衛生施設事務組合の決算概要などをお示ししています。

190ページ、下段、ごみ処理費では、くれさか環境事務組合、中播北部行政事務組合への負担金やごみ収集・運搬業務等、ごみ処理に要した費用を支出了しました。次期ごみ処理施設の建設は、令和6年度ではプロポーザル方式による事業者選定を実施し、施設建設工事請負契約を締結しました。また、用地造成工事の約6割が完了したため、出来高払いを行いました。

議案資料の34ページから36ページまでにくれさか環境事務組合の決算報告書などを、また、37ページには、中播北部行政事務組合会計の決算概要をお示ししています。

次に、5款、農林水産業費です。

195ページ、下段、農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可などの法令事務や、農地対策として、農地の確保と農地利用の最適化を推進しました。また、農地パトロールを実施し、耕作放棄地の解消に努めました。

199ページ、農業振興費では、地域における営農活動に対して支援を行い、農業経営の安定化を図るとともに、特産もち麦の産地振興及び農産物の生産・供給体制を整え、地産地消を推進しました。

202ページ、中段、農地集積・集約化支援事業では、「人・農地プラン」が法制化され、令和5年度から6年度の間に、地域での話し合いによる、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した、地域計画を策定しました。

205ページ、中段、中山間地域等直接支払推進事業では、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農地を継続的に維持・管理していく集落を対象に、農業生産活動を支援しました。

206ページ、多面的機能支払交付金事業では、高齢化の進行、農業の担い手不足により、適切な維持管理が困難となっている地域資源の保全を図り、地域ぐるみで行われる取組を支援しました。

211ページ、下段、農業構造改善施設運営費では、春日ふれあい会館と春日山キャンプ場の管理運営と施設改修を行いました。春日山キャンプ場では、老朽化していたバンガロー3棟を解体しました。

213ページ、水田活用推進対策費では、国が実施する経営所得安定対策の下、水田収益力強化を推進しました。

214ページ、中段、農地費では、農業経営の生産性を高めるため、経営の安定に資する農業基盤の整備を行いました。

220ページ、緊急自然災害防止対策事業では、相新地区の転倒ゲート油圧ユニット及び扉体水密ゴムの更新を行い、水利施設本来の機能を確保しました。

同じページ、下段、国土調査費では、国土調査法に基づく地籍調査（山林）を実施しました。

222ページ、下段、県営ほ場整備事業では、高岡福田地区の農地を大区画に整備しました。

224ページ、下段、ため池整備事業費では、水害、地震対策を必要とするため池等の整備及び点検を実施し、農村地域の防災力向上を図りました。

227ページ、町営ため池整備事業では、令和5年度からの繰越予算で、ため池堤体改修工事を実施予定の（南大貫）宮の池仮設道路設置工事を実施しました。

228ページ、中段、林業振興費では、松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。有害鳥獣駆除事業については、福崎町獣友会と連携して駆除活動を行うとともに、防護柵を設置し、農林業被害の軽減に努めました。

森林環境譲与税を活用して、高岡地区で間伐を主とした森林整備を実施しました。

次に、6款、商工費です。

237ページ、商工総務費では、工業団地協議会との調整や工業団地調整池等の維持管理を行いました。

240ページ、中段、商工業振興費の中小企業振興事業では、10%のプレミアム付商品券「福崎町中小商業者応援券」を発行しました。また、産業活性化緊急支援事業による町内業者の振興を図りました。

241ページ、中段、観光振興事業では、ガジロウスライダーの設置、役場庁舎駐車場前観光大看板改修に加え、妖怪ベンチは22基目となる「砂かけ婆」を設置し、新たな誘客につなげました。

246ページ、駅前観光交流センター管理事業では、観光客だけでなく、地域住民、起業家などの交流拠点として活動しました。施設整備では、ガジロウトリックアート等を設置しました。

248ページ、中段、春日山整備事業では、山頂のシンボルツリーを照らす照明設備を設置しました。

249ページ、もちむぎのやかた管理事業では、物価高騰や人件費高騰等により観光ツアー数が減るなどの影響を受け、レストラン利用人数は、前期と比較して約5%の減となりました。

250ページ、中段、地域観光新発見事業では、観光庁の補助を受け、もちむぎ新商品やもち麦レシピの開発、多言語対応ホームページの作成などに取り組みました。また、東京丸の内イベントやNIPPONIAモニター宿泊などの体験コンテンツを実施しました。

251ページ、下段、消費者行政費では、町民がより安全で安心して生活できるよう、消費者の被害を未然に防止するための講座や相談事業を実施しました。

255ページ、企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に、企業会館の運営及び管理を委託しました。

次に、7款、土木費です。

257ページ、道路橋梁総務費では、道路橋梁全般の管理に要した費用を支出しました。

258ページ、道路維持管理事業では、道路安全施設の修繕及び街路樹剪定や道路清掃などの美化作業を推進し、通行の安全確保、交通事故の防止に努めました。

259ページ、道路改修費の道路維持改修事業では、地域からの改修要望を受け、安全で機能的な道路として整備するため、道路等級に応じて地域に一定の負担を求めながら道路整備を進めました。また、状況に応じ緊急工事により適切な維持管理を行いました。

262ページ、中段、道路新設改良費では、町道福崎駅田原線は物件調査、用地買収、物件移転補償、町道千束新町線は用地買収、物件移転補償、町道大貫山田線は測量設計、物件調査、用地買収、物件移転補償を行いました。

265ページ、中段、橋梁改修費では、橋梁を計画的・効率的に維持管理し長寿命化を図るための定期点検、補修工事等を行いました。

令和5年度に引き続き、道路橋定期点検を実施したほか、無名橋2橋の補修工事を実施しました。

266ページ、下段、河川改修費では、県河川の美化事業として、県と委託契約を締結して、市川、七種川の清掃及び草刈り等を実施し、河川環境の美化に努めたほか、町河川の土砂浚渫を実施しました。

267ページ、下段、都市計画総務費では、都市計画審議会の運営や地域公共交通活性化協議会の開催、路線バスを維持確保するための損失補填に係る補助金の交付、屋外広告物の許可・指導、福崎町・姫路市連携コミュニティバスの運行等を行いました。

274ページ、下段、まちづくり事業費では、ユニバーサル社会の実現や市街地整備の推進、市街化調整区域における活力維持に向けた検討等を行いました。

277ページ、公園管理費では、市川河川公園やイーストパーク、ふれあい広場等を、安全で快適な憩いの場として、維持管理しました。

279ページ、住宅管理費では、町営住宅を適正に維持管理しました。馬田団地、山崎団地各2棟、西治団地1棟について、解体撤去工事を行いました。

281ページ、中段、空家対策事業では、空き家バンクの登録、更新及び空き家の実態把握のため、各集落への空き家情報の照会、空き家の現地確認等を行いました。

次に、8款、消防費です。

283ページ、常備消防費の消防事務委託事業では、姫路市への消防事務委託に要した費用を支出しました。

285ページ、下段、中播消防署建替事業では、本署移転候補地における建築前に係る費用と北部出張所建設にかかる負担金を支出しました。

議案資料の38ページに消防事務委託経費の決算概要をお示ししています。

287ページ、非常備消防費では、災害から郷土を守るため、1本部32分団600人及び機能別消防団員34人の体制で消防施設を効果的に使い、消防活動を行いました。

令和5年度から継続して「消防団あり方検討委員会」を開催しました。

289ページ、中段、全国消防操法大会運営事業では、全国消防操法大会への出場に係る選手の活動服や操法器具等の購入費、壮行会の開催経費、事前視察や大会当日にかかる旅費等を支出しました。

290ページ、下段、防災対策費では、移動系防災行政無線設備の保守点検、兵庫県衛星通信ネットワーク施設等の維持管理、防災備蓄備品の購入などを行い、災害対応力の向上を図りました。

次に、9款、教育費です。

293ページ、教育委員会費では、地方教育行政全般の運営推進に要した費用を支出しました。教育委員会の会議は、定例会12回を開催し、教育上の諸問

題について協議しました。

294ページ、事務局費では、不登校支援員等の配置により、児童生徒の問題解決に早期に対応するとともに、ICT支援員を配置し、学校でのICT活用を支援しました。

また、外国語指導助手（ALT）を2人配置し、小中学校の英語教育・国際教育を充実させました。

297ページ、下段、小学校費では、小学校における義務教育活動の充実と向上を図りました。学校施設については、老朽化による不良箇所の更新及び修繕等を行いました。

302ページ、小学校施設長寿命化改良事業では、小学校の特別教室等に空調設備の設置工事を実施しました。今回の工事で、全教室に空調設備が整備されました。また、あわせて、特別教室等の照明LED化工事を実施しました。

304ページ、中段、中学校費では、中学校における義務教育活動の充実と向上を図りました。学校施設については、老朽化による不良箇所の更新及び修繕等を行いました。

308ページ、中学校施設長寿命化改良事業では、中学校の特別教室等に空調設備の設置工事を実施しました。また、あわせて、特別教室等の照明LED化工事を実施しました。

310ページ、社会教育総務費では、生涯学習の充実、家庭や地域社会における教育力の向上に資するための社会教育全般にわたる事業の推進、また、青少年健全育成活動を推進しました。

社会教育委員会を3回開催したほか、二十歳のつどいや吉讃雅夫科学賞を実施しました。

312ページ、地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、サマースクール等の教育支援活動、登下校時の見守りや校内巡視等による学校支援活動に取り組みました。

315ページ、中段、公民館費では、町民が主体的に学習したり、芸術文化に触れるための講座や教室を開講し、生涯学習の場の提供を推進しました。

320ページ、図書館費では、図書や雑誌、視聴覚資料等を収集、保管し、利用者へ提供することにより、教養や地域研究、レクリエーション等に役立つよう取り組みました。

図書館をより長く、安全に安心して利用していただけるよう高圧受電設備改修工事、氷蓄熱ユニット修理を行いました。

322ページ、文化センター管理費では、社会教育及び生涯学習の拠点として重要な役割を果たしている文化センターを、効率的に管理・運営しました。施設の耐震診断を実施しました。

323ページ、エルデホール運営費では、地域住民の自由な創造活動、地域振興、文化の発展を図るため、芸術・文化活動の場として貸館を行い、7回の自主公演事業を実施しました。

326ページ、下段、青少年野外活動センター費では、野外活動を通じて、青少年の健全育成を図り、また、地域住民が自然に触れる機会や交流の場を提供するため、安全快適な施設管理を行いました。

327ページ、下段、人権教育振興費では、自治会研修会をはじめ、家庭や学校において研修を行い、人権意識の高揚を図りました。また、男女共同参画社会の実現を目指し事業を推進しました。

331ページ、辻川界隈文化振興費では、辻川界隈の文化振興及び文化施設の

管理・運営を行いました。

同じページ、歴史民俗資料館運営事業では、デジタルサイネージを購入し、吉識雅夫先生に関連する映像や写真等を放映し、顕彰しました。

333ページ、中段、柳田國男・松岡家記念館運営事業では、柳田國男先生と松岡家の業績を顕彰するため、山桃忌、柳田國男検定、企画展、ふるさと賞等、年間を通じて顕彰事業に取り組みました。

337ページ、中段、文化財保護費では、指定文化財等の助成、埋蔵文化財発掘調査、文化財保存活用地域計画の推進などを行いました。

338ページ、下段、埋蔵文化財発掘調査事業では、高岡・福田地区ほ場整備事業に伴う調査では、宮ノ前遺跡の調査を実施しました。中播消防署本署建替事業に伴う調査では、中世の遺構を確認しました。

340ページ、保健体育総務費では、生涯スポーツ全般にわたる事業推進のため、地域住民対象のスポーツ大会や講習会等を企画し、普及発展を図りました。また、スポーツ功績賞の表彰を行いました。

345ページ、中段、給食運営費では、「福崎町すこやかヘルスプラン」に基づき、健康教育の一環として、地場産物の活用を推進し、学校給食を生きた教材として活用した食育に取り組みました。

エネルギー・食糧品価格等の物価高騰の影響を受けた小中学校、認定こども園に通学、通園する子の保護者を支援するため、令和6年4月から6か月分、学校給食費等の無償化を実施しました。

348ページ、下段、町民グラウンド管理費では、町民第1・第2・第3グラウンドやスポーツ公園の維持管理を行いました。

351ページ、中段、スポーツ公園夜間照明改修事業では、スポーツ振興くじ助成金を申請し、夜間照明設備を改修しました。

353ページ、体育館運営費では、生涯スポーツの拠点として各年代層に合ったスポーツを選択できるよう、様々な教室・講習会を開催しました。第1体育館トレーニング室に空調機を新設しました。

次に、10款、公債費です。

357ページ、公債費では、長期借入金の返済額は元金10億727万2,440円で、令和6年度借入総額は、10億3,220万円で、令和6年度末現在は、103億2,726万5,427円となりました。

利子は、長期借入金利子3,396万4,056円と年度内に資金不足が生じたために、一時借入れを行った利子156万1,274円です。

次に、11款、予備費です。

359ページ、予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

以上で、決算報告書での説明を終わります。

ここで、議案第46号説明資料について、かいつまんで説明いたします。議案資料をお願いいたします。

1ページは、特別会計を含む各会計決算概要と公営企業会計も含む全会計の給与費明細書です。

2ページから4ページまでは、前年度決算額との比較表です。

5ページ、6ページは、歳入歳出の項ごとの決算表です。

7ページ右側には令和6年度に実施した物価高騰対応に関する主な支援事業と、それを記載した決算報告書のページ番号の一覧です。

8ページは、地方創生臨時交付金事業の一覧です。

9ページは、基金の状況です。一般会計の令和6年度末現在高は、14億9,327万5,745円となりました。

10ページ上段は、不用額についてです。不用額は全体で2億9,934万5,559円で、資料の11ページから17ページまでには、節別各事業ごとに20万円以上の不用額の金額と理由を記載しています。

10ページ下段は、調定額に対する収入未済額についてです。収入未済額は8,198万2,050円で、対前年度476万4,371円の増となりました。資料の18ページから28ページまでに、町税等、町の徴収金の収納状況や不納欠損、滞納等の状況について、資料を添付しております。

29ページは、社会保障財源化分の地方消費税交付金が充てられた社会保障施策に要する経費の一覧です。

30ページから38ページまでは、各事業のところで説明したとおりでございます。

39ページから45ページまでに、まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン進捗管理シートをお示ししておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第47号、国民健康保険事業特別会計決算概要について、ご説明いたします。

まず、決算書の、国保会計の36ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額18億2,015万3,807円、歳出総額17億8,627万2,903円、差引額、実質収支額とともに3,388万904円で、うち2万円を繰り越しし、残り3,386万904円は、令和7年度で基金に積立てをしました。

37ページには、財政調整基金の保有状況をお示ししております。決算年度末の現在高は、2,946万4,762円でございます。

次に、決算報告書で、概要説明をさせていただきます。

決算報告書をお願いいたします。国保会計の1ページをお開きください。

本文、1行目から、かいづまんで朗読説明をいたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度ですが、その財政運営は急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

令和6年度は、兵庫県から示された標準保険税率を参考に、税率改正を実施しました。その他の制度改革の主なものは、課税限度額の見直し、軽減判定所得基準額の見直し、退職者医療制度の廃止、被保険者証とマイナンバーカードの一体化等です。令和6年12月2日から国民健康保険法の一部改正が施行されたこと等に伴い、被保険者証の新規発行を終了し、マイナンバーカードを持っていない方等には「資格確認書」を発行する運用を開始しました。

2ページの歳入では、1世帯当たりの保険税年額は15万5,470円、1人当たりの保険税年額は10万2,844円となりました。

国保税の収納率は、現年度分94.4%、滞納繰越分24.9%、全体では83.5%となりました。

歳出に入ります。

4ページ、2款、保険給付費は、歳出全体の68.6%を占めています。1項、療養諸費の98.9%を占める療養給付費は、前年度と比べて7.4%の減、

1人当たりで見ると、2.7%の減となりました。

5ページの4款、保健事業費では、特定健康診査については、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善や重症化の予防を目的に実施しました。

健診未受診者対策としては、令和6年度から医療・健診データ等の分析によるタイプ別勧奨を取り入れました。

令和6年度の特定健康診査の受診者数は、集団健診933人、個別健診91人、計1,024人で、受診率は42.2%、前年度に比べ2.1ポイント増加しました。

議案第47号説明資料の1ページには、20万円以上の不用額及び、保険料収納状況、2ページから4ページには、決算勘定表、税の賦課状況についてお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、議案第48号について、ご説明いたします。

決算書の、後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億5,232万3,826円、歳出総額3億4,390万7,697円、差引額、実質収支額とともに841万6,129円です。

次に、決算報告書で、概要説明をさせていただきます。

決算報告書の後期高齢者医療事業特別会計の1ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担能力を勘案しつつ、現役世代が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民皆保険を引き継いでいく、支え合いの仕組みです。

保険料率は、兵庫県内は均一で、2年ごとに改定されます。兵庫県後期高齢者医療広域連合では、令和6年度に改定され、令和6・7年度の保険料は均等割額5万2,791円で、令和5年度と比較して2,644円の増、所得割率11.24%で0.96ポイントの増となっています。賦課限度額は80万円です。

令和7年3月末の被保険者数は3,206人です。

歳出は、人件費のほか、給付・徴収にかかる事務費、広域連合への納付金などを支出しました。

歳入は、保険料や一般会計からの繰入金が主なもので、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定納付金に充当しました。

議案第48号説明資料の1ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況を、2ページ、3ページには、給付費の状況等についてお示ししていますので、ご参照ください。

次に、議案第49号について、ご説明をいたします。

まず決算書の介護保険事業特別会計の46ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億222万4,346円、歳出総額18億8,086万5,597円、差引額、実質収支額とともに2,135万8,749円で、うち2万円を繰越金とし、残り2,133万8,749円を、令和7年度で基金に積立てをしました。

47ページには、財政調整基金の保有状況をお示ししております。決算年度末の現在高は、1億877万7,066円でございます。

次に、決算報告書で、概要説明をさせていただきます。

決算報告書の介護保険事業特別会計の1ページをお開きください。

介護保険制度が平成12年に施行されてから24年が経過し、令和6年度は第

9期事業計画の初年度となりました。第9期事業では、第8期に引き続き、高齢者がいつまでも健康で、いきいきと生活を送ることができるよう介護サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めました。

第9期の主な改正点として、第9期介護保険料を見直し、基準月額を6,160円から6,260円としました。所得段階は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国が示す標準段階に合わせ13段階としました。

また、介護報酬が改定され、令和6年度の改定率は全体でプラス1.59%となりました。

包括的支援事業では、「地域で考える医療と介護の講演会」を行い、寸劇を通して、地域住民の医療・介護の理解を深めました。地域支え合い会議は、自治会福祉担当者による「我が事会議」を17自治会が開催しました。

地域介護予防活動助成事業は、地域の自主的な介護予防・支え合い活動を支援する事業として、「地域ふくろうの会」「ふれあい喫茶」「認知症カフェ」など53団体に補助金を支給しました。

2ページ、3ページの歳入では、保険料の収納率は、現年度分99.7%、過年度分30.1%、全体では99.2%となりました。

歳出の4ページ中ほど、令和6年度の保険給付費は17億707万181円で、歳出総額の90.8%を占めています。対前年度比7.9%の増となりました。

議案第49号説明資料の1ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況、2ページには事業状況、3ページ、4ページには決算勘定表、5ページには月別の給付状況等をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第46号から議案第49号までの4議案につきまして、一括説明をさせていただきました。よろしくご審議賜り、認定いただきますようお願ひいたします。

日程第10 議案第50号 令和6年度福崎町水道事業会計決算認定について

日程第11 議案第51号 令和6年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について

日程第12 議案第52号 令和6年度福崎町下水道事業会計決算認定について

議長　日程第10、議案第50号、令和6年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、日程第12、議案第52号、令和6年度福崎町下水道事業会計決算認定についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長　議案第50号から議案第52号までの3議案について、ご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度の水道事業会計、工業用水道事業会計、及び下水道事業会計の決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第50号、水道事業会計決算からご説明申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きください。

水道事業の決算報告書です。この報告書は、予算に対する執行実績を示したもので、消費税込みで表示しております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、水道事業収益、予算額4億3,060万円に対しまして、決算額4億1,840万3,147円、予算額と比較して1,219万6,853円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益3億1,628万9,392

円。2項、営業外収益1億211万3,755円。3項、特別利益はありませんでした。

支出は、1款、水道事業費用、予算額4億19万8,000円に対しまして、決算額3億8,592万3,651円、不用額は1,427万4,349円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3億7,689万4,974円。2項、営業外費用902万8,677円。3項、特別損失はありませんでした。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額3億7,160万円に対しまして、決算額2億4,015万8,503円、予算額と比較して1億3,144万1,497円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債1億3,540万円。2項、出資金4,810万円。3項、補助金4,453万3,603円。4項、工事負担金は1,212万4,900円でした。

支出は、1款、資本的支出、予算額6億160万円に対しまして、決算額3億6,952万8,427円、翌年度への繰越しは2億2,095万3,000円、不用額は1,111万8,573円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費3億3,553万6,300円。2項、企業債償還金3,258万1,168円。3項、固定資産購入費は141万959円でした。

なお、欄外、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,936万9,924円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,548万796円、過年度分損益勘定留保資金6,281万3,946円、建設改良積立金4,107万5,182円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明いたします。

13ページをお開きください。

令和6年度の給水量は、233万8,715m³で前年度と比べ0.3%の増、給水収益につきましては、2億7,793万8,641円で0.7%の増収となりました。給水戸数は前年度より39戸増加しております。

料金体系につきましては、令和6年10月1日から用途別料金体系を口径別料金体系へ移行しております。

費用においては、昨今の急激な物価上昇とともに、人件費や動力費が増加しましたが、経費削減などに努めた結果、増加幅を抑制することができました。

料金回収率は、給水原価が供給単価を上回り、目標とする100%に届きませんでしたが、純利益は前年度同水準を確保しております。

有収率につきましては、前年度比0.6ポイント増加し、96.2%となりました。

建設改良事業では、八反田水管橋耐震補強工事に着手しており、令和6年度から8年度の3年間での完成を目指しております。そのほか、福崎企業団地連絡管布設工事（第2工区）などを完了、今後も老朽化した水道管の入替え工事を進めてまいります。

なお、議案第50号説明資料、1、2ページに、水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に決算書14ページ、(2)は経営指標に関する事項です。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度比0.1ポイント低下し、101.9%となりました。近年は、健全経営の水準とされる100%を上回り、単年度収支も黒字を確保しております。

料金回収率につきましては、前年度と比べ0.2ポイント上昇し、97.3%

となりました。100%を下回っておりますので、事業に必要な費用を給水収益で賄えていないことになります。

また、有形固定資産減価償却率は、償却資産における減価償却済みの部分の割合を示す比率で、令和6年度は48.7%と、表では年々比率の上昇が見られます。この比率の上昇は、施設の老朽化度合いが徐々に進んでいることを示しております。

一方、管路更新率は、年間の管路更新実績の割合で、令和6年度は0.8%となりました。現在は、送水管など基幹管路の更新を進めておりまして、計画的に耐震管への入替えを行っております。

次の15ページは、建設改良工事の契約内容を、16、17ページは給水工事や保全工事など、18ページは業務量をお示ししております。

18ページの業務量①の給水戸数は8,507戸で、前年度から39戸の増、③の配水総量は242万9,870m³で、有収率は96.2%であります。

19ページは事業収入、20ページには事業費用を取りまとめております。

20ページ下の給水原価は、1m³当たり159円59銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は122円8銭。供給単価は1m³当たり118円84銭となりました。

21ページは重要契約の要旨、及び企業債の概要です。

令和6年度の企業債発行額は、総額で1億3,540万円。償還額は3,258万1,168円で、年度末残高は10億1,016万7,383円となりました。

22ページは、その他といたしまして、補助金等の使途について、充当先を記載しております。

23ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

上段、当年度純利益は699万3,281円。下から3段目、4の資金増減額は3,066万6,814円の減、5の期首残高と併せまして、6の期末残高は9億9,524万3,639円となりました。

24ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、水道事業収益は3億8,053万7,927円、営業収益は2億8,773万6,114円で、主なものは、水道料金2億7,793万8,641円や、手数料などでございます。水道料金につきましては、19ページの表にも用途別でお示しをしておりますが、営業用の給水収益が増収となりました。

24ページ中段、営業外収益は9,280万1,813円で、主なものは、長期前受金戻入、分担金などです。

25ページからは、費用です。

水道事業費用は3億7,354万4,646円で、うち営業費用は3億6,481万4,289円です。

主なものは、原水及び浄水費では水源地の動力費、配水及び給水費では26ページの委託料や県水受水費などでございます。

中段、総係費は3,748万4,825円で、主なものは職員の給料や委託料などでございます。

27ページでは、減価償却費が2億73万7,038円、営業外費用は支払利息などで873万357円となっております。

次に、28ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は2億4,015万8,503円で、内訳は企業債1億3,540万円、一般会計からの出資金4,810万円、国庫などの補助金4,453万3,

603円、工事負担金1,212万4,900円となっております。

29ページ、資本的支出は3億3,889万6,858円。内訳は、八反田水管橋耐震補強工事や給水工事費などの建設改良費で3億503万3,000円、企業債償還金で3,258万1,168円、固定資産購入費は128万2,690円となりました。

30ページは固定資産明細書、31ページは企業債明細書でございます。

次に、5ページにお戻りください。

損益計算書です。税抜きでの表示です。

営業収益は、給水収益から、その他営業収益までの合計2億8,773万6,114円。

営業費用は、原水及び浄水費から、その他営業費用までの合計3億6,481万4,289円。

営業利益はマイナス7,707万8,175円で、前年度と比べ約50万円損失が減っております。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計9,280万1,813円。

営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて873万357円。

差引き、営業外での利益は8,407万1,456円で、前年度比約100万円の減、営業利益と合わせた経常利益は699万3,281円となり、前年度比では約50万円の減となりました。

当年度純利益は経常利益と同額で、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加えた、当年度未処分利益剰余金は1億7,826万974円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

まず、一番左の列、資本金は、一般会計からの出資金4,810万円を受け入れることにより、当年度末残高は最下段19億6,052万4,386円となりました。中ほどの列、資本剰余金合計は変わらず4億3,514万9,481円。利益剰余金では、建設改良積立金を4,107万5,182円取り崩し、積立金残高は3億2,190万6,228円、その右の列、未処分利益剰余金は、積立金取崩し額と当年度純利益699万3,281円を合わせて1億7,826万974円、そして、その右の利益剰余金合計は、5億8,452万378円となりました。資本全体では合計で、29億8,019万4,245円となっております。

7ページは、剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度未処分利益剰余金1億7,826万974円のうち、4,107万5,182円を処分して資本金へ組み入れ、処分後残高を1億3,718万5,792円にしたいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示です。

資産の部、固定資産は、有形固定資産と無形固定資産の合計で、中段やや下の49億3,082万6,398円、前年度比約1億500万円の増となりました。詳細は、30ページ固定資産明細書、及び議案第50号資料5ページから7ページをご参照ください。

次の流動資産は、現金預金から有価証券までの合計で、下から2段目12億5,345万8,391円、資産合計はその下61億8,428万4,789円、前年度比約1億3,200万円の増となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債の9億7,841万8,320円、

流動負債は、1年以内に償還する企業債からその他流動負債までを合わせた合計2億7,423万1,321円、繰延収益合計は中段19億5,144万903円で、負債合計はその下32億409万544円、前年度比約7,700万円の増となりました。

資本の部は、資本金19億6,052万4,386円と資本剰余金並びに11ページの利益剰余金で、資本合計は11ページ下から2段目29億8,019万4,245円、前年度比約5,500万円の増となりました。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号について、ご説明申し上げます。

工業用水道事業会計決算書1、2ページをお開きください。

決算報告書です。税込みでの表示となります。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、工業用水道事業収益、予算額5,010万円に対しまして、決算額4,553万3,159円、予算額と比較して456万6,841円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益3,492万5,380円。2項、営業外収益1,060万7,779円です。

支出は、1款、工業用水道事業費用、予算額4,851万8,000円に対しまして、決算額4,212万5,234円、不用額は639万2,766円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3,995万2,843円。2項、営業外費用217万2,391円です。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額2,450万円に対しまして、決算額1,190万円、予算額と比較して1,260万円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債1,190万円。2項、工事負担金は、ありませんでした。

支出は、1款、資本的支出、予算額5,000万円に対しまして、決算額2,872万8,856円、不用額は2,127万1,144円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費2,024万8,800円。2項、企業債償還金は、848万56円です。

なお、欄外、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,682万8,856円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額184万800円、過年度分損益勘定留保資金1,498万8,056円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明いたしますので、13ページをお開きください。

令和6年度の契約水量は、前年度から日量30m³の減となり、1,820m³、給水量は55万5,246m³で、前年度と比べ3.9%の減となりました。これに伴い、給水収益も3.9%の減収、3,075万233円となりました。

また、有収率は0.5ポイント上昇し、98.3%となりました。

収益的収支では、全体の収入は給水収益が減少したこと、前年度比2.0%の減、費用では人件費の増加などにより、前年度比4.5%の増となりました。

この結果、純利益は156万8,004円、前年度比62.4%の減少となりましたが、継続して黒字は確保しております。

資本的支出においては、七種川水管橋更新工事のための詳細設計業務を委託しました。令和7年度から8年度の2年間で同工事を進めてまいります。

議案第51号説明資料1、2ページには、工業用水道料金及び使用水量に係る資料を添付しておりますので、ご参照ください。

次に決算書14ページ、(2)は経営指標に関する事項です。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて6.9ポイント低下し、103.9%、料金回収率も9.8ポイント低下し、104.7%となりました。いずれも給水収益の減少と費用の増加が主な要因であります。

また、有形固定資産減価償却率は52.5%となり、年々管路などの老朽化が進んでおります。管路更新率は近年0%となっておりますが、令和7年度から老朽管の更新を進めております。

15ページは、建設改良工事や保全工事の契約内容と業務量、16ページは、事業収入、及び事業費用を取りまとめております。

また、下の給水原価は1m³当たり71円1銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は52円92銭。供給単価は55円38銭となりました。

17ページは企業債の概要で、本年度の発行額は1,190万円、償還額は848万56円、年度末残高は2億3,877万5,827円となりました。

18ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

上段の当年度純利益は156万8,004円、下から3段目、4の資金増減額はプラス990万7,016円で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は1億4,560万930円となりました。

19ページからは、収益費用明細書です。

収益は、工業用水道事業収益全体では4,182万2,734円、営業収益は3,175万355円で、水道料金と受託工事収益です。

営業外収益は1,007万2,379円で、主なものは、長期前受金戻入です。

20ページからは、費用です。

工業用水道事業費用は4,025万4,730円、営業費用は3,897万3,939円で、主なものは、送水及び配水費では動力費など、21ページでは減価償却費が主な費用となっております。また、営業外費用では支払利息が127万9,796円となりました。

22ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は1,190万円で、全額、企業債の借入れとなっております。

23ページ、資本的支出は2,688万8,056円で、内訳は、建設改良費1,840万8,000円、企業債償還金848万56円となりました。

24ページは固定資産明細書、25ページは企業債明細書となっております。

次は、決算書5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示です。

営業収益は、給水収益と受託工事収益で合計3,175万355円。

営業費用は、送水及び配水費から資産減耗費までの合計3,897万3,939円で、営業利益は、マイナス722万3,584円となりました。前年度比約220万円損失が増えております。

営業外収益は、受取利息及び配当金から、雑収益までの合計1,007万2,379円。営業外費用は、支払利息と雑支出で128万791円、差引き、営業外での利益は879万1,588円で前年度比約33万円の減、営業利益と合わせた経常利益は156万8,004円となり、前年度比では約260万円の減となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度未処分利益剰余金は6,513万8,989円となっております。

6ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、資本金では前年度末残高と変わらず5,095万2,814円。中ほどの列、資本剰余金合計も変わらず1億5,556万7,111

円。右から2列目、利益剰余金合計は、前年度末残高に当年度純利益を加えて9,639万6,382円。そして右の資本合計は、3億291万6,307円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度未処分利益剰余金6,513万8,989円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は有形固定資産、土地から建設仮勘定までの合計で、中段の6億9,144万7,807円。詳細につきましては、24ページ固定資産明細書、及び議案第51号説明資料3、4ページをご参照ください。

次の流動資産は、現金預金と未収金を合わせて1億4,710万1,100円、資産合計は8億3,854万8,907円で、前年度比約1,060万円の増となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債2億3,024万1,500円、流動負債は、1年以内に償還する企業債などで合計2,664万4,036円、繰延収益合計は、2億7,874万7,064円で、負債合計は5億3,563万2,600円、前年度比で約900万円の増となりました。

資本の部は、資本金5,095万2,814円と、資本剰余金並びに11ページの利益剰余金で、資本合計は11ページ下から2段目3億291万6,307円、前年度比で約150万円の増となりました。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

議長 議案の説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。

会議の再開を午後1時といたします。



休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分



議長 会議を再開いたします。

上下水道課長 引き続きまして、議案第52号について説明を申し上げます。

下水道事業会計決算書、1、2ページをお開きください。

決算報告書です。税込みでの表示となります。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、下水道事業収益、予算額10億2,829万8,000円に対しまして、決算額10億2,606万912円、予算額と比較して223万7,088円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益4億2,226万3,700円。2項、営業外収益6億379万7,212円です。

支出は、1款、下水道事業費用、予算額9億9,711万8,000円に対しまして、決算額9億6,869万8,988円、不用額は2,841万9,012円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用8億7,381万6,815円。2項、営業外費用9,488万2,173円であります。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額7億5,731万2,000円に対しまして、決算額4億7,930万1,500円、予算額と比較して2億7,801万500円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債3億590万円。2項、出資金6,260万円。3項、補助金1億131万2,000円。4項、負担金は948万9,500円です。

支出は、1款、資本的支出、予算額11億5,049万9,000円に対しまして、決算額8億6,499万6,160円、翌年度への繰越額は2億371万5,000円で、不用額は8,178万7,840円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費2億5,434万4,719円。2項、固定資産購入費969万7,039円。3項、企業債償還金は6億95万4,402円です。

なお、欄外、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,569万4,660円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,168万2,453円、過年度分損益勘定留保資金4,371万9,421円、当年度分損益勘定留保資金3億2,113万9,201円、繰越利益剰余金915万3,585円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

令和6年度の有収水量は226万7,162m³で前年度と比べ0.9%の減、下水道使用料は3億4,960万7,924円で1.1%の減収となりました。

処理状況は、処理区域内人口1万8,440人で、汚水処理人口普及率は100%、水洗化率は83.5%で、前年度と比べ0.7ポイントの増となりました。

費用においては、前年度は営業費用で突発的な支出を計上しましたが、令和6年度は支出が減少し、前年度比2.6%の減となっております。

一方、収益においては、営業収益で下水道使用料が減少しましたが、営業外収益で負担金や補助金が増加したことにより、収益全体では前年度比5.3%の増となりました。

また、上下水道事業審議会において、下水道の使用料水準や使用料体系などについてご審議いただいた結果、公共下水道と農業集落排水の使用料体系を統一し、使用料の引上げなどについての答申を受けました。この答申に沿って、3月議会にて関係する条例改正議案を提出し、議会の議決を得ました。

建設改良事業では、雨水整備において、直谷第2雨水幹線工事及び川すそ雨水幹線工事を進めてまいりました。

汚水整備の管路改良費では、農業集落排水統合詳細設計業務（田口・板坂地区）を委託しましたが、次年度への繰越し業務となりました。

また、処理場改良費では、令和5年度に引き続き、ストックマネジメント計画の策定業務を完了し、下水道施設の修繕・改築計画を策定いたしました。

以上、要点となります。

議案第52号資料では、1、2ページに、下水道使用料及び処理水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、決算書14ページ中段、(2)は経営指標に関する事項です。次の15ページ上段の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度と比べて上昇し、104.8%となりました。単年度収支が黒字となったことで、100%を上回っております。

次に、経費回収率につきましては、前年度と比べて低下し、87.6%となりました。依然100%を下回っておりますので、汚水処理に係る費用が、使用料以外の収入により賄われていることになります。

また、有形固定資産減価償却率は25.1%で、比較的新しい施設や管渠であることから、低い水準にとどまっています。

最後の管渠改善率は近年は0%が続いておりまして、当面の更新の必要性は低いと考えております。

続きまして、次の16ページから17ページにかけては、建設改良工事の契約内容、18ページから20ページは保全工事を、21ページは業務量で、各項目において、全体とセグメントごとの数値を記載しております。

中ほどやや上、人口ベースの水洗化率は、83.5%、中ほどの接続戸数ベースの接続率は83.1%、最下段の有収率は96.0%となりました。

22ページは事業収入、23ページは事業費用となっております。

23ページ下段の汚水処理原価は、1m³当たり393円、使用料単価は154円となりました。

24ページ上段の表は、重要契約の要旨、下段の表は、企業債と一時借入金の状況でございます。

企業債の令和6年度発行額は3億590万円、償還額は6億95万4,402円で、年度末残高は84億4,852万8,741円となりました。

一時借入金については、7,000万円を借り入れましたが、年度内に返済は完了しております。

25ページは、その他としまして補助金等の使途について、充当先を記載しております。

次の26ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

上段、当年度純利益は4,567万9,471円。下から3段目、4の資金増減額はマイナス2,882万9,579円で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は1億6,335万4,449円となりました。期末の資金残高が多くなっておりますが、これは未払金が約1億1,600万円含まれていることによるものでございます。

27ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、下水道事業収益は9億9,108万1,989円、営業収益は3億8,730万2,924円で、主なものは、下水道使用料3億4,960万7,924円や、雨水整備事業に係る一般会計からの負担金などでございます。

中段、営業外収益は6億377万9,065円で、主なものは汚水事業に係る一般会計からの負担金や補助金、及び長期前受金戻入などです。

28ページからは費用です。

下水道事業費用は9億4,540万2,518円、うち営業費用は8億4,988万5,738円で、内訳の主なものは、管渠費、ポンプ場費、処理場費、そして、次のページの総係費や30ページの減価償却費などでございます。

その下の営業外費用につきましては、主なものは、企業債の支払利息でございます。

次に31ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は4億7,930万1,500円で、内訳は企業債3億590万円、一般会計からの出資金6,260万円、国庫補助金1億131万2,000円、負担金は948万9,500円となっております。

32ページ、資本的支出は8億4,343万6,124円。内訳は建設改良費では、汚水の管路整備費や雨水の管路整備費及びその下の処理場改良費。そのほか、固定資産購入費や次の33ページ、企業債償還金が支出項目となっております。

34ページは固定資産明細書、35ページからは企業債明細書で、公共、農集、個別排水を合わせた合計額は、45、46ページの最下段に記載をしております。

次は、5ページにお戻りください。

損益計算書です。税抜きでの表示です。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計 3 億 8 , 7 3 0 万 2 , 9 2 4 円。

営業費用は、管渠費から減価償却費までの合計 8 億 4 , 9 8 8 万 5 , 7 3 8 円で、営業利益は、マイナス 4 億 6 , 2 5 8 万 2 , 8 1 4 円となり、前年度から約 2 , 0 0 0 万円損失が減りました。

営業外収益は、他会計負担金から雑収益までの合計 6 億 3 7 7 万 9 , 0 6 5 円。

営業外費用は、支払利息などで 9 , 5 5 1 万 6 , 7 8 0 円。

差引き、営業外での利益は 5 億 8 2 6 万 2 , 2 8 5 円で、前年度比約 5 , 5 0 0 万円の増。

営業利益と合わせた経常利益は 4 , 5 6 7 万 9 , 4 7 1 円となり、前年度比で約 7 , 6 0 0 万円の増となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度未処分利益剰余金は 5 , 6 2 0 万 5 , 4 1 8 円となっております。

6 ページは、剰余金計算書です。

まず、一番左の列、資本金は一般会計からの出資金 6 , 2 6 0 万円を受け入れたことにより、当年度末残高は最下段 1 3 億 6 , 4 5 0 万 6 , 5 7 6 円となりました。中ほどやや右の列、資本剰余金合計は変わらず 3 億 6 , 5 1 3 万 4 , 8 5 6 円。利益剰余金の未処分利益剰余金は、当年度純利益 4 , 5 6 7 万 9 , 4 7 1 円を加えた 5 , 6 2 0 万 5 , 4 1 8 円で、その右の利益剰余金合計となり、資本合計は 1 7 億 8 , 5 8 4 万 6 , 8 5 0 円となっております。

7 ページは、剰余金処分計算書です。

当年度未処分利益剰余金 5 , 6 2 0 万 5 , 4 1 8 円のうち、1 , 1 9 6 万 6 , 2 3 8 円を処分して資本金へ組み入れ、処分後残高を 4 , 4 2 3 万 9 , 1 8 0 円にしたいと考えております。

9 ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は有形固定資産、土地から建設仮勘定までの合計で中段の 1 6 7 億 5 , 4 4 3 万 9 , 4 1 8 円。詳細は、3 4 ページ、固定資産明細書、及び議案第 5 2 号説明資料 5 ページから 7 ページをご参照ください。

次の流動資産合計は下から 2 段目、1 億 8 , 7 1 7 万 3 5 9 円で、資産合計はその下 1 6 9 億 4 , 1 6 0 万 9 , 7 7 7 円、前年度比で約 3 億 6 , 0 0 0 万円の減となりました。

1 0 ページは負債の部で、固定負債は企業債で 7 8 億 5 , 7 7 0 万 7 2 4 円、中段の流動負債合計は 7 億 1 , 9 8 7 万 4 , 1 3 6 円、繰延収益合計は 6 5 億 7 , 8 1 8 万 8 , 0 6 7 円、負債合計は 1 5 1 億 5 , 5 7 6 万 2 , 9 2 7 円で、前年度比約 4 億 7 , 0 0 0 万円の減となりました。

資本の部は、資本金 1 3 億 6 , 4 5 0 万 6 , 5 7 6 円と資本剰余金並びに 1 1 ページの利益剰余金で、資本合計は 1 1 ページ下から 2 段目 1 7 億 8 , 5 8 4 万 6 , 8 5 0 円、前年度比で約 1 億 8 0 0 万円の増となりました。

以上、議案第 5 2 号の説明とさせていただきます。

3 議案ともよろしくご審議賜り、認定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 令和 6 年度の全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、私から令和 6 年度福崎町決算審査意見書につきましてご説明いたします。

お手元のタブレットの配付資料のファイルをお開き願います。

意見書は、1つ目は一般会計、特別会計、基金運用状況、2つ目は公営企業会計、3つ目は健全化判断比率及び資金不足比率です。

初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況をお開きください。

1枚おめくりください。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度の決算及び基金運用状況について審査した結果は、1ページ以降に記載しております。

1ページをお願いします。

第1、審査の対象は、いずれも令和6年度で、福崎町一般会計歳入歳出決算、福崎町国民健康保険事業、福崎町後期高齢者医療事業、福崎町介護保険事業の3特別会計の歳入歳出決算と基金運用状況（用品調達基金・土地開発基金）です。

第2、審査の実施日ですが、令和7年8月4日から8日までの5日間で、中田貴子監査委員と2名で実施いたしました。

第3、審査の着眼点、第4、審査の実施内容につきましては記載のとおりですので省略いたします。

第5、審査の結果ですが、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった一般会計・特別会計歳入歳出決算書等の記載事項は、いずれも法令に適合しており、その計数は正確であると認めました。なお、事務処理については、その一部について、例月出納検査や定期監査等で指摘していますが、おむね良好であると認めました。また、基金は、その設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されており、計数は正確であると認めました。

2ページからの第6、決算の概要につきましては、会計管理者等の説明と重複いたしますので、説明は省略いたします。

次に、18ページをお願いします。

第7、審査の意見です。

1つ目は行財政状況についてです。

令和6年度の一般会計決算収支は、実質収支では黒字を確保したものの、財政調整基金の取崩し超過に伴い、実質単年度収支では2億1,160万3,000円余りの赤字となり、令和4年度以降、3年連続の赤字決算となっています。物価、原材料価格や人件費の上昇など、経費の増加に加え、今後とも中播消防署や神崎郡ごみ処理施設の整備など、大型の投資事業が見込まれることから、収支改善への道筋はなかなか見通せない状況にあると考えます。

このような厳しい行財政環境の下、持続可能な行財政構造確立の方策を議会や住民との協議も十分行いながら早急に取りまとめ、実行に移されたいと思います。

また、職員一人一人においてもこれまで以上に効率性や効果性、経費節減の意識を持ちながら担当業務に取り組まれたいと思っております。

2つ目は、歳入の最大限の確保についてです。

歳入は、歳出の財源であり、その確保は町の施策を推進する上で大変重要です。中でも歳入の3割以上を占め、歳入の根幹をなす町税は、前年度に比べ、7,007万1,000円余り、率にして2.1%減少しています。個人町民税は、名目賃金の上昇により平均所得や納税義務者は増加したものの、定額減税の影響により減収、法人町民税は、原材料価格の高騰などが企業利益の下押し要因となり減収、固定資産税については、土地、家屋、償却資産とともに、地価や経済の動向が影響し、減収となりました。

課税額の伸びが見込めない中、収入未済額は前年度から372万8,000円

余り増加し、総額で6,416万円余りとなっており、歳入確保にはこの未済額の縮減が不可欠です。

これまでの兵庫県個人住民税整理回収チームの派遣の成果を最大限生かしながら、案件ごとに状況を見極め、地道な納税交渉や財産調査に取り組むほか、厳しい滞納処分も織り交ぜながら、可能な限りの収入確保、未済縮減に取り組まれたい。

また、国民健康保険事業など、3つの特別会計でも6,126万2,000円余りの収入未済があり、これら町税以外の債権についても、滞納整理対策委員会を活用しながら、対応方針を決定、実行し、未済縮減に取り組んでほしいと思います。

3つ目は基金についてです。

財政調整基金は90万円を積み立て、2億9,000万円を取り崩した結果、2億8,910万円減少し、令和6年度末現在高は9億7,910万円となりました。

今後も当分厳しい財政状況が続くと見込まれる中、確かな財政運営、基金管理が行えるよう、対応策を早期にまとめ、実行してください。

他の基金についても取り崩す一方となっており、基金維持が難しいものが多く見られることから、それぞれ今後の取扱いを整理されたいと思います。

次、19ページをお願いします。

4つ目は、ふるさと応援寄附金事業についてであります。

ふるさと応援寄附金事業（ふるさと応援基金）は、貴重な自主財源であり、寄附者数、寄附額は年々増加し、令和6年度の基金積立額は1億1,354万6,000円余りで初めて1億円を超えたところであり、積極的な取組が行われています。この流れが本格的なものとなるよう、寄附者に喜んでもらえる記念品の発掘や、効果的なPRなどについて、今後ともプロジェクトチームや関係団体との協議を活発に行い、さらなる増加を期待しています。

最後に、決算報告書についてであります。

決算報告書は、決算年度中に実施された主な事業の内容、成果（効果・達成度）、課題、改善事項等が網羅的に記載されたものであり、町が実施する事務事業を理解、評価する資料として、大変有用なものであると考えます。しかしながら、効果、達成度や課題、改善事項の記載において、成果の水準（達成・未達）や今後に向けての課題認識、改善策が十分表現されていない部分が散見されました。

今後は、件数、金額、前年度との比較などの指標を多用したり、不十分であった点も記載するなど、外部向けの資料としてだけでなく、職員一人一人が実施してきた事務事業を振り返り、今後に生かすという視点も盛り込んだ資料として、作成されることを望みます。

次に2つ目の意見書、公営企業会計についてご説明いたします。

公営企業会計の審査意見書をお願いします。

1枚おめくりください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度の決算について審査した結果は1ページ以降に記載しております。

1ページをお願いします。

第1、審査の対象は、いずれも令和6年度福崎町水道事業、福崎町工業用水道事業、福崎町下水道事業の3事業の会計決算です。

第2、審査の実施日は令和7年8月7日。

第3、審査の着眼点、第4、審査の実施内容は記載のとおりであります。

第5、審査の結果ですが、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった各公営企業会計決算書等の記載事項は、いずれも地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されており、その係数は正確であると認めました。

第6、審査の意見です。

1番目は、水道事業会計です。

給水人口が年々減少傾向にある中で、令和6年度の給水量は、233万8,715m³となり、令和5年度に比べ0.3%増加しました。これは、一部企業の営業用給水量が増加したことによるものです。また、給水収益についても2億7,793万8,641円で0.7%の増収となりました。

一方、費用面では、人件費や動力費などの経費は増加しましたが、各種委託料が減少、さらに経費の削減に努めた結果、営業費用は、令和5年度に比べ0.4%増となり、増加を一定抑制することができました。

当年度純利益は699万3,281円と令和5年度からやや減少したもの、黒字を維持し、経営の健全性を示す経常収支比率も過去2年とほぼ同率の101.9%となり、近年は健全経営の目安とされる100%を上回る状況が続いています。また、令和6年度は、費用負担の公平性と料金体系の明確性を確保する観点から、料金体系を用途別から口径別に移行する措置が講じられました。

おめくりください。水道事業には、どのような状況下でも、住民に安全で安心な水道水を提供するとともに、効率的で安定した経営を維持することが最優先で求められます。水道施設の老朽化が進み、今後設備の維持管理費用の増加も見込まれることから、安全・安心の確保はもとより、常に経済性やコスト意識を持ちつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

2つ目、工業用水道事業会計です。

令和6年度は、契約水量の減少に加え、工業団地、企業団地内の企業の使用水量が全体的に減少したことから、送水量は56万4,960m³で、令和5年度に比べ4.3%の減。給水量は55万5,246m³で3.9%の減となりました。これに伴い、給水収益についても3,075万233円で3.9%の減収となりました。

費用面では、人件費が増加したことなどもあり、当年度純利益は156万8,004円と黒字は確保したものの、令和5年度の4割弱の水準となり、経営の健全性を示す経常収支比率も103.9%と6.9ポイント低下しました。

工業用水道事業においても、水道事業と同様、安全で安心な水道水を提供するとともに、安定した経営を維持することが求められます。今後、施設の老朽化や維持管理費用の増加が見込まれますが、令和7年10月からは料金改定も予定されているため、改定後の状況を十分見極めるとともに、収支の改善に向け、経済性や経費削減の意識を持ちつつ、持続可能な経営に努められたいと思います。

最後に、下水道事業会計です。

令和6年度の水洗化率は83.5%と、令和5年度から0.7ポイント増加したものの、年間有収水量は226万7,162m³で、0.9%の減、使用料収入も3億4,960万7,924円で、1.1%の減収となりました。しかしながら、営業外収益で、他会計からの負担金や補助金が増加したことにより、収益全体では令和5年度と比べ5.3%の増となっています。

一方、費用面では、支出の減少により2.6%の減収となりました。

これらの結果、当年度純利益は4,567万9,471円と令和5年度の赤字

から黒字に転換し、経営の健全性を示す経常収支比率も104.8%と前年度の96.9%から7.9ポイント上昇し、判断の目安とされる100%を上回りました。

しかしながら、下水道事業会計は大変厳しい状況にあると認識しています。令和3年度に10年間を計画期間とする経営戦略を策定されていますが、経営戦略に掲げる計画の実現には、毎年度の実績と計画の乖離を分析し、適時適切な見直しを継続していく必要があります。上記の計画も間もなく折り返しを迎えます。

また令和7年10月からは、適正な使用料水準と料金体系等の観点から、使用料金の引上げが予定されています。料金改定後の状況を十分見極めるとともに、安定的な企業経営に向け、経済性や効率性、費用の抑制を意識した業務運営に努めてください。

なお、3ページから8ページに記載している各公営企業の業務実績等につきましては、担当課の説明と重複しますので説明は省略いたします。

それでは最後に、健全化判断比率及び資金不足比率に係る意見書です。

お開きください。1枚おめくりください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果は1ページ以降に記載しております。

1ページをお願いします。

審査の対象は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

第2、審査の期間は、令和7年8月8日。

第3、審査の着眼点及び第4、審査の実施内容は記載のとおりであります。

第5、審査の結果ですが、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった健全化判断比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

1、実質赤字比率は実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2、連結実質赤字比率は、実質赤字比率及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

3つ目、実質公債費比率は13.2%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4、将来負担比率は88.8%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

第6、審査の意見ですが、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字が発生していないため、算出されていません。実質公債費比率は、令和5年度から0.9ポイント上がって13.2%となりました。

将来負担比率は88.8%となり、令和5年度と比べて21.4ポイント増加しています。

いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和6年度における本町の各指標は良好であり、財政状況は健全であると言えます。

おめくりいただき、しかしながら、基準を下回っているとはいえ、健全化判断比率は、年を追うごとに高くなっています、本町の財政状況はより厳しさを増していると認識しています。今後も、神崎郡ごみ処理施設の整備と、完成までの間

のくれさかクリーンセンターから、姫路市市川美化センターへの可燃ごみの移送・焼却処理に伴う負担、中播消防署の移転建て替え整備に伴う負担をはじめ、基幹町道の整備や各種インフラ施設の老朽化対応などに伴う費用の発生など、長期にわたり厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このような厳しい状況を踏まえ、持続可能な行財政構造確立の方策を早急に取りまとめ、実行に移すとともに、各事業の実施にあたっても、常に効率性、費用対効果などの視点を持ちながら、業務運営に努めてください。

第7、健全化判断比率の状況は以下、5ページまで記載しておりますが、説明は省略いたします。

次に6ページをお願いします。

6ページは、資金不足比率の審査意見です。

第1、審査の対象は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類あります。

第2、審査の期間は、令和7年8月8日。

第3、審査の着眼点及び第4、審査の実施内容は記載のとおりであります。

第5、審査の結果ですが、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象となった資金不足比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い、正確に作成されているものと認めました。

第6、審査の意見ですが、各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

なお、7ページから9ページの資料の説明は省略させていただきます。

以上で、審査意見書の説明を終わります。よろしくお願いします。

日程第13 議案第53号 令和6年度福崎町水道事業剩余额処分について

日程第14 議案第54号 令和6年度福崎町下水道事業剩余额処分について

議長 日程第13、議案第53号、令和6年度福崎町水道事業剩余额処分について及び日程第14、議案第54号、令和6年度福崎町下水道事業剩余额処分についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第53号及び議案第54号の2議案について、ご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、議案第50号及び議案第52号で説明をいたしました、令和6年度の水道及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき剩余额の処分を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第53号、令和6年度福崎町水道事業剩余额処分について、ご説明申し上げます。

この議案は、令和6年度福崎町水道事業会計決算に伴い、剩余额を処分することについての議案で、内容につきましては、水道事業会計決算書の7ページに、剩余额処分計算書（案）ということでお示しをしておりますのでご覧ください。

表の右側、未処分利益剩余额の当年度末残高1億7,826万974円のうち、八反田水管橋の耐震補強工事及び三ノ宮配水池送配水管更新工事により取り崩した建設改良積立金4,107万5,182円を処分して、資本金に組み入れたいので、議会の議決を求めます。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、令和6年度福崎町下水道事業剩余金処分について、ご説明申し上げます。

この議案は、令和6年度福崎町下水道事業会計決算に伴い、剩余金を処分することについての議案でございます。内容につきましては、下水道事業会計決算書の7ページに、剩余金処分計算書（案）ということでお示しをしておりますが、詳細は議案第54号説明資料をご覧ください。

令和5年度及び令和6年度決算において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補填する際、その財源として繰越利益剰余金を使用いたしました。表の黒枠の金額、合計で1,196万6,238円となります。これらは、現在、未処分利益剰余金として整理されているため、処分が必要と判断し、資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求める所存です。

以上、議案第54号の説明とさせていただきます。

両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第15 | 議案第55号 | 福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第56号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第57号 | 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |

議長　日程第15、議案第55号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第57号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長　議案第55号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

この条例は、町長、副町長や教育委員会委員、公平委員会委員等の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について定めたものであります。

議案第55号の議案説明資料により説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

1、概要です。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の引用条文の項ずれが生じたため、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を改正するものです。

2、改正内容です。

条例の第1条及び第2条の該当箇所を改正いたします。

3、施行期日です。

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行します。これは、法律が公布された令和6年6月25日から2年6月を超えない範囲内、つまり令和8年12月24日までにおいて政令で定められる日になります。

資料2ページに新旧対照表がございます。左側が新、右側が旧となります。それぞれ下線を引いているところが改正箇所で、第1条は2か所、第2条は1か所

になります。

議案第55条の説明は以上です。

続きまして、議案第56号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第57号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第56号の議案説明資料の1ページをお願いいたします。議案第56号と第57号の両条例改正を説明しているページとなっております。

1、概要です。

育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、及び、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に準じ、仕事と生活の両立支援の拡充のため、この2つの条例に所要の改正を行なうものです。

2、改正内容及び施行期日です。

まず、職員の勤務時間、休暇等に関する条例における主な改正点です。

議案第56号の内容になります。

1つ目の○「超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大」です。この内容は、公布の日から施行いたします。職員が請求した場合に、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現行の「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大します。

2つ目の○です。「仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」です。この内容も、公布の日から施行します。家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認や職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期、ここの早期は「職員が40歳に達する年度」を指しますが、早期の情報提供、及び職場環境の整備、研修等の開催、相談窓口の設置等を行い、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援いたします。

3つ目の○「仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等」です。この内容は、法律の施行日である令和7年10月1日から施行します。妊娠・出産時や育児期の職員への、面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向について配慮し、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援します。

次に、「福崎町職員の育児休業等に関する条例」における主な改正点です。

議案第57号の内容になります。

○「育児時間の取得パターンの多様化等」です。この内容も、法律の施行日である令和7年10月1日から施行します。公務における育児時間は、民間労働法制における所定労働時間の短縮に相当する措置として、現行制度上、1日に2時間の範囲内で取得できます。今般、民間労働法制において導入される労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための新たな休暇に相当する措置として、1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを追加します。なお、このパターンの育児時間と現行の育児時間のいずれを取得するかは、職員による選択制とします。

資料2ページから4ページは議案第56号の改正に係る新旧対照表となっております。また、議案第57号説明資料の1ページから3ページは議案第57号の改正に係る新旧対照表となっておりますので、後ほどご確認ください。

議案第56号、57号の説明は以上です。

以上で議案第55号から57号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第18 議案第58号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第59号 福崎町下水道条例の一部を改正する条例について

議長　日程第18、議案第58号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び日程第19、議案第59号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長　議案第58号及び議案第59号の2議案について、ご説明申し上げます。

これらの議案は、上下水道の給排水工事において、現在は管理者が指定した工事業者でなければ当該工事ができないとする規定を、非常時の場合に限り、他の市町村長等の指定を受けた工事業者であっても工事を行うことができる旨の条文を、それぞれの条例に追加するものでございます。

まず、議案第58号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第58号説明資料の1ページをご覧ください。

改正の概要です。

経緯といたしましては、昨年1月に発生した能登半島地震では、宅内配管の復旧を行う地元業者の数が少なかったことや、業者自身も被災したことにより、復旧が遅れ、多くの家庭で水が使用できない状況が続きました。

これを踏まえて、災害等の非常時の際には、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者であっても、給水装置工事を可能とする規程等の改正を行うよう国土交通省から技術的助言が発出されました。

この技術的助言にならい、福崎町においても、非常時に対応可能な業者を迅速に確保するため、福崎町水道事業給水条例の一部を改正いたします。

次に、改正の内容ですが、現在の規定では、給水装置工事の設計及び施行は、管理者が指定した給水装置工事事業者が行うとしておりますが、文言の整理とともに、ただし書を付け加え、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等が同工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではないという旨の条文を追加いたします。

条例の改正部分につきましては、次の資料2ページの新旧対照表にお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。

続きまして議案第59号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第59号説明資料の1ページをご覧ください。

改正の概要です。議案第58号の内容と類似の改正となります。

経緯としましては、先ほどご説明いたしました能登半島地震での給水装置工事の問題点が、下水道の排水設備においても指摘されました。

これを踏まえて、下水道法に基づき制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例において、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、非常時には、他の市町村長等の指定を受けた者であっても排水設備の工事を行うことができる旨の条文が追加されました。

この標準条例の改正にならい、福崎町においても、非常時に対応可能な業者を迅速に確保するため、福崎町下水道条例の一部を改正いたします。

次に改正の内容ですが、現在の規定では、排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した排水設備事業者でなければ行うことができないとしておりますが、例外の工事として、災害その他非常時の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村の指定を受けた者が行う工事を追加いたします。

また、同項において、例外とする工事が複数となったため、号による表記に改めます。

条例の改正部分につきましては、次の資料2ページの新旧対照表にお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第59号の説明とさせていただきます。両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

日程第20 議案第60号 令和7年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議長　日程第20、議案第60号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長　議案第60号についてご説明申し上げます。

令和7年度福崎町一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,150万円を追加し、補正後の予算総額を114億3,680万円とするものであります。

議案の1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の21、22ページをご覧ください。

2款、総務費、1目、一般管理費の新聞等掲載料33万円の増額は、柳田國男生誕150年記念事業として、神戸新聞に柳田國男の足跡と町との関わりについての企画広告を掲載したことによるものです。

5目、財産管理費の普通財産管理等委託料50万円の増額は、西治企業団地1か所と東部工業団地1か所の残置森林が各事業所敷地まで張り出しているため、その伐採を行うものです。

10目、交通対策費のカーブミラー等設置工事費180万円の増額は、令和6年度実施予定の凍結防止カーブミラー23基分の設置工事について、納期が間に合わず令和7年度予算で執行したことにより、令和7年度執行のカーブミラー等設置工事費の予算が不足するため増額補正を行うものです。この増額補正の財源として、交通安全対策基金繰入金を180万円充当しております。

13目、諸費の税外還付金420万7,000円の増額は、医療費助成事業の国・県負担金補助金及び国庫補助金の出産・子育て応援交付金を実績に伴い返還するものです。

次に23、24ページをご覧ください。

2款、総務費、1目、戸籍住民基本台帳費の一般備品購入費30万円の増額は、法律改正により中長期在留者の住居地情報を町で在留カード等に電磁的に記録することになるため、在留カード等に電磁的方式により住居地を記録するためのパソコンとカードリーダー式を購入するものでございます。財源は、国庫補助金の中長期在留者住居地届出等事務委託金を10分の10の30万円充当しております。

ます。

次に25、26ページをご覧ください。

3款、民生費、2目、障害福祉費の強度行動障害地域生活支援事業負担金150万円の増額は、兵庫県が町と国の補助金を活用して行う事業で、激しい行動障がいがある方が対象で、支援経験がある専門事業所が本人に合った支援を行うもので、この事業費総額600万円に対し、国2分の1、県4分の1の負担で、町の負担分4分の1の150万円を予算計上しております。

次に27、28ページをご覧ください。

3款、民生費、2目、児童手当費の電算システム改修業務委託料206万3,000円の増額は、児童手当の情報連携に必要な中間サーバー標準レイアウトの改正に伴うシステム改修費用となっています。財源は、国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金を92万8,000円充当しております。

3目、保育所費、町外小規模保育地域型保育給付費負担金215万円の増額は、9月から町外小規模保育利用者が1名出てきたため、7か月分の負担金を予算化するものです。財源は、国庫補助金の小規模保育給付費負担金が60%で129万円、同じ名称の県補助金が20%で43万円の合計172万円を充当しております。

次に29、30ページをご覧ください。

5款、農林水産業費、3目、農業振興費の18節、負担金補助及び交付金の補助金のうち経営開始資金150万円は、令和7年4月に認定した新規就農者1名に対し、経営開始資金として年間150万円を交付するものです。財源は県補助金の新規就農者育成総合対策事業補助金を10分の10充当しています。

補助金の2行目、経営発展支援事業交付金720万円につきましては議案第60号資料の2ページをご覧ください。

この事業は、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう機械・施設等の導入を支援するもので、事業実施者は認定新規就農者1名で、酪農に必要なミルカーやトラクターなどの購入費、総額約960万円の4分の3の720万円を町が補助するものでございます。財源は、経営開始資金と同じく県補助金の新規就農者育成総合対策事業補助金を10分の10の720万円充当しております。

事項別明細書に戻っていただきまして、31、32ページをご覧ください。

6款、商工費の2目、商工業振興費の12節、委託料620万円の増額につきましては、議案第60号の資料3ページをご覧ください。

これは国庫補助事業が7月30日に採択されたため予算化するもので、資料の左側になりますが、事業名は地域観光魅力向上事業で、主な事業は左下に記載しておりますが、大阪マスターズ公演、観光モニターツアー、大阪KITTLEでの物産展、PRイベント、SNSでの観光情報発信をそれぞれ実施します。資料右側には事業の具体的な内容を記載しております。

補正予算額については事項別明細書の31、32ページに戻っていただきまして、観光イベント等企画・開催業務委託料422万円は、妖怪イベントの実施、観光ツアーや観光ガイド育成委託料となっています。観光コンテンツ開発等委託料55万円は、コンテンツ制作支援・分析の委託料となっています。観光情報等発信業務委託料143万円は、大阪KITTLEでの町の観光等のPR、SNSでの観光情報発信などの委託料となっています。

財源は国庫補助金の地域観光魅力向上事業補助金を510万円、ふるさと応援基金繰入金を110万円、それぞれ充当しています。

同じく2目、商工業振興費の18節、負担金補助及び交付金の中小商業者応援券発行事業補助金500万円の増額につきましては、これも議案60号資料の1ページをご覧ください。

こちらの表は、令和7年度予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の一覧となっています。5月27日に国から臨時交付金の推奨事業分追加交付がございましたので、この交付金を活用した事業を予算化するものです。

一番下の表の2番目をご覧ください。

事業名は、プレミアム付商品券事業で、内容は、物価高騰対応ということで、商工会が発行しております「中小商業者応援券」の販売額を拡充します。額面総額を当初の3,600万円から6,000万円に2,400万円増額し、うち20%のプレミアム部分は、当初の600万円から1,000万円となり、400万円の増額となります。

事業費については商工会への町補助金となります。当初予算ではプレミアム分600万円の3分の2の400万円を補助金としておりましたが、補正後は、当初補助金の400万円に追加してプレミアム部分の増額分400万円の10分の10と事務費100万円を補助し、総額900万円の補助金とするものです。

財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分を交付限度額の851万3,000円充当しています。

補正予算額につきましては事項別明細書の31、32ページに戻っていただきまして、中小商業者応援券発行事業補助金500万円の増額は、当初予算の400万円から500万円の増額とし、補正後の補助金は900万円になります。

次に、33、34ページをご覧ください。

8款、消防費、2目、非常備消防費の事業用消耗器材費100万円の増額は、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成事業により、防火手袋を分団及び本団、本部要員に合計125組購入するものでございます。財源は雑入の消防団員安全装備品整備等助成金を100万円充当しております。

次に、35、36ページをご覧ください。

9款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費の12節、委託料、小学校体験活動事業委託料27万6,000円の増額は、県の自然学校応援事業により9月22日から4泊5日で実施予定の自然学校での指導補助員リーダー、子どもサポート、自然学校推進員を各2名配置する費用を予算計上するもので、財源は、県補助金の小学校体験活動事業補助金を事業費の2分の1の13万8,000円充当しております。

14節、工事請負費、施設改修等工事費160万円の増額は、このうち130万円はライフスポーツ財団の支援金を活用し、福崎小学校の遊具のつり輪の撤去とブランコの周囲に柵を設置するものです。残りの30万円は、指定寄附金により八千種小学校の既設げた箱の撤去と塗装を行うものです。

17節、備品購入費、一般備品購入費80万円の増額についても指定寄附金により八千種小学校のげた箱撤去後に新たにげた箱と掃除道具入れを60万円で購入、八千種小学校・高岡小学校体育館に10万円のスポットエアコンを各1台購入するものです。

財源は、ライフスポーツ財団の子ども活動支援金を100万円、小学校指定寄附金を110万円、ふるさと応援基金繰入金を30万円の合計240万円充当しております。

次に37、38ページをご覧ください。

9款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費の7節、報償費から11節、

役務費の合計 147万4,000円の増額は、県委託事業の地域スポーツクラブ活動実証事業で、部活動の地域スポーツ活動への移行に向けた実証事業を行うための経費を計上しています。事業内容は、町内2中学1、2年生を対象に11月から学校の休業日に10回程度、剣道・卓球・陸上・男子バレーボールの4種目について、中学校の体育館等で各スポーツクラブ等の指導の下、実証事業を実施します。

補正予算額につきましては、7節、報償費の講師等謝礼 115万2,000円は、指導を行うスポーツクラブ等4団体の実技指導者の謝礼及び指導者育成に係る講師謝礼となっています。

8節、旅費の講師等旅費 14万8,000円は、実技指導者等の交通費です。

10節、需用費の事業用消耗器材費 4万円は、4種目の実施に係るボール等の消耗品の購入費用です。

11節、役務費のスポーツ保険料 13万4,000円は、参加生徒及び実技指導者の傷害保険料となっています。財源は、県委託金の地域スポーツクラブ活動実証事業委託金を10分の10充当しております。

14節、工事請負費の施設改修等工事費 300万円の増額は、当初予算で計上しておりました西中学校の防球ネット増設工事について、当初 600万円程度と見込んでおりましたが、詳細設計を行ったところ、ガードマン等の追加や支障木の伐採、資材単価の上昇などにより約 900万円かかることが分かり、300万円の増額補正を行うものです。

財源は、ふるさと応援基金繰入金を 300万円増額しております。

次に 39、40 ページをご覧ください。

9款、教育費、3目、町民グラウンド管理費の施設改修等工事費 60万円の増額は、スポーツ公園のクラブハウスのシャワー室の給湯器が故障しているため、給湯器及び配管を更新するものです。

財源は、ふるさと応援基金繰入金を 60万円充当しています。

次に歳入の説明をいたします。歳出の説明と重複する部分は割愛させていただきます。

事項別明細書 17、18 ページに戻っていただけますでしょうか。

17、18 ページの 20 款、繰越金は、歳入歳出補正予算の調製に係り、一般財源不足を補うため前年度繰越金を 402万3,000円増額しています。

次に 19、20 ページをご覧ください。

21款、諸収入、1目、雑入の1行目から4行目の過年度収入は、医療費助成にかかる国・県負担金、補助金の実績による追加交付となっています。

以上、議案第 60 号、令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第 21 議案第 61 号 令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議長　日程第 21、議案第 61 号、令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長　議案第 61 号、令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 490 万円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ 18 億 8, 960 万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出 5 ページ、6 ページをお開き願います。

2 目、償還金は、国庫支出金等過年度返還金 805 万円と、支払基金交付金過年度返還金 685 万円、合わせて 1, 490 万円の増額をお願いするものです。

これは令和 6 年度決算の確定に伴い、概算で交付を受けていた、国・県の介護給付費負担金と、2 号被保険者が加入する健康保険組合等から納入された資金を財源とする支払基金から受けた交付金、それぞれを精算するものです。

次に前に戻っていただいて、歳入の 1 ページ、2 ページをお開き願います。

国庫支出金の 1 目、介護給付費負担金 534 万円の増額は、令和 6 年度精算で追加交付を受ける分の増額です。

次、歳入 3 ページ、4 ページをお願いします。

介護保険財政調整基金繰入金は、歳出で計上しております過年度償還金に充当するため、956 万円を基金から繰り入れるものでございます。

なお、議案第 61 号資料、1 ページ、2 ページには勘定表、3 ページには返還額等の一覧表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で議案第 61 号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

日程第 22 議案第 62 号 工事請負契約について（中播消防署本署建替事業造成工事）

議長　日程第 22、議案第 62 号、工事請負契約について（中播消防署本署建替事業造成工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長　議案第 62 号、工事請負契約について（中播消防署本署建替事業造成工事）について説明いたします。

当議案は、令和 7 年 8 月 25 日に一般競争入札を執行した中播消防署本署建替事業造成工事に係る工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の相手方は、姫路市広畠区鶴町二丁目 19 番地の 1、呉島建設株式会社、代表取締役、呉島広吉で、契約金額は 9, 015 万 6, 000 円です。

議案第 62 号説明資料をご覧ください。

工事概要について説明をさせていただきます。

当該工事の場所は、福崎町南田原 2262 番地 1 ほかで、造成部分の敷地面積は 4, 292 m² となっております。

工事の概要は、敷地周囲の擁壁工、進入口部分のボックスカルバート工、雨水排水を中島井ノ口線下の雨水幹線につなぎ込むための小口径推進工のほか、この造成工事に関連する付帯工事一式となっており、工期は令和 8 年 3 月 27 日としております。

資料 2 ページには入札結果をお示ししております。

以上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、議案第 62 号の提案説明とさせていただきます。

議長　以上で、本定例会 1 日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会 2 日目は 9 月 9 日、午前 9 時 30 分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 20 分